

令和 8 年 第 2 回

南阿蘇村議会定例会会議録

令和 8 年 6 月 8 日 召集

南阿蘇村議会

会期日程

令和 8 年第 2 回定例会

会期 5 日間

期 日	曜日	区 分	時 間	日 程 等
6 月 8 日	月	本会議	午前 10 時	開会宣言 提出議案上程 会議録署名議員の指名 会期の決定 諸般の報告 上程議案説明 一般質問
6 月 9 日	火	休 会		議案審議のため
6 月 10 日	水	休 会		議案審議のため
6 月 11 日	木	合同常任委員会	午前 10 時	2 常任委員会による合同 審査（大会議室）
6 月 12 日	金	本会議	午前 10 時	質疑 討論 採決 閉会宣言

第 1 号

6 月 8 日 (月)

令和 8 年第 2 回南阿蘇村議会定例会 議事日程

令和 8 年 6 月 8 日（月）
午前 10 時 00 分 開会
於 南阿蘇村役場 議場

開会宣言

- | | |
|----------|---------------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 提案理由の説明 |
| 報告第 6 号 | 令和 7 年度南阿蘇村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 議案第 36 号 | 南阿蘇村印鑑条例の一部改正について |
| 議案第 37 号 | 南阿蘇村名誉村民条例の一部改正について |
| 議案第 38 号 | 南阿蘇村乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 議案第 39 号 | 阿蘇立野ダム展望施設条例の一部改正について |
| 議案第 40 号 | 令和 8 年度南阿蘇村一般会計補正予算（第 1 号）について |
| 議案第 41 号 | 工事請負契約の変更について |
| 同意第 3 号 | 南阿蘇村固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について |
| 同意第 4 号 | 南阿蘇村農業委員会の委員の任命同意について |
| 諮問第 1 号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第 5 | 陳情第 1 号 地域経済の未来を支える商工会館整備に関する要望書について |
| 日程第 6 | 一般質問 |

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番	丸 野 隆 大	7番	河 内 克 也
2番	工 藤 眞 巳	8番	市 原 恵 一
3番	山 本 涼 子	9番	後 藤 征 昭
4番	古 澤 博 之	10番	橋 本 功
5番	岡 智 則	11番	今 村 竜 喜
6番	坂 田 正 也	12番	山 室 昭 憲

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

村 長	太 田 吉 浩
副 村 長	園 田 秀 也
教 育 長	今 村 了 介
総 務 課 長	今 村 隆 博
政策観光課長	下 田 朱 美
教育委員会事務局長	今 村 洋 一
建 設 課 長	高 宮 喜美男
会 計 課 長	藤 本 哲 章
健康ほけん課長	長 野 ひさ子
農 政 課 長	今 村 洋 一
住民福祉課長	古 澤 太 介
税 務 課 長	山 室 和 夫
水・環境課長	荒 牧 憲 政
福 祉 課 長	川 崎 利 文
こども未来課長	田 上 義 明

5. 職務のため会議に出席した者の職・氏名

議会事務局長	笠 功 祐
議会事務局主幹	長 野 純 哉

開会 午前 10 時 00 分

○

○議長 山室昭憲 おはようございます。定足数を満たしておりますので、ただいまから令和 8 年第 2 回南阿蘇村議会定例会を開会いたします。一同その場に起立をお願いします。

礼。

会議を始める前に議長からお願いを申し上げます。会議中の携帯電話については、十分御配慮をお願いいたします。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

-----○-----

○議長 山室昭憲 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、8 番、市原恵一議員。9 番、後藤征昭議員を指名いたします。

-----○-----

○議長 山室昭憲 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は本日から 6 月 12 日までの 5 日間とし、お配りしております会期日程のとおりとしたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 山室昭憲 異議なしと認めます。よって、本定例会は、会期日程のとおりとし、会期は本日から 12 日までの 5 日間と決定をいたしました。

-----○-----

○議長 山室昭憲 日程第 3、諸般の報告、議長、各委員長及び広域議員代表並びに監査委員の報告内容につきましては、タブレットに配付のとおりです。

-----○-----

○議長 山室昭憲 日程第 4、提案理由の説明、報告第 6 号、令和 7 年度南阿蘇村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから、諮問第 1 号、人権擁護委員候補の推薦についてまでを一括して議題といたします。それでは、村長に挨拶並びに提案理由の説明を求めます。太田村長。

○村長 太田吉浩 皆様改めておはようございます。提案理由の説明前に冒頭御挨拶申し上げます。本日たくさんの村民の皆様に傍聴にも御臨席頂きまして、誠にありがとうございます。昨日は、村の消防団の入退団式がございました。山室議長をはじめ、全議員の皆様に、来賓として花を添えていただきましたこと、誠にありがとうございました。この場をお借りしてお礼を申し上げます。いよいよ本村も梅雨に入りまして、これから雨が多くなる時期となります。昨年は 8 月も、県内各地に被害を大きくもたらした大雨災害がございました。

本村といたしましても、新しく役員のかかりました消防団一丸となりながら、安全対策、予防に努めてまいりたいと思います。

今回の入退団式の内訳を見ますと、村内で24名の退団がございました。そして新入団員が15名ということで、やはり年々、消防団員の減少が大きな課題でもあります。そのうち15名の内訳を見てみますと、6名が役場職員であります。職員も、その地域に何とか貢献をしたいということで日頃の業務とは別に、消防団員として、それぞれの地元の分団であるとか、役場内の機動分団で活動をしてきております。本当に、そういった地域貢献への熱意に頭の下がる思いでありますし、村長といたしましても、大変うれしく思っております。

職員の話をしましたので、続きまして先ほど全課長の御挨拶をさせていただきましたが、4月1日付で大きく私の村政2年目で、大きな人事をさせていただきました。今回のテーマは変化の挑戦ということで、管理職クラスの皆様にも必要であれば、私が判断した場合は異動をしていただき、また新たな場所で挑戦をして、さらなる高い目標に向かって頑張ってもらいたいというような思いで大きな人事を断行いたしました。それに対しまして、新年度に入り、4月末に1名、そして、今月末も1名の退職が予定をされております。それに伴う補充の人事を5月1日、そして、今月6月1日にも行ったところでございます。辞める方々も、考えに考えての結果であるというふうに受け止め、引き止めはしておりません。しかしながら、職員それぞれに担いがあり、新年度途中でもございます。抜けた穴を残る職員で埋める、ことから、極力最小限の異動ということで配慮いたしました。が、新年度途中で、4月に始まって、6月、また異動を強いるということで、残る職員に負担をかけているということに対しては本当に任命権者として大変申し訳ないというふうに思っております。しかし、私が村長に選ばれて2年となります。やはり変化、改革には、理想であれば、全員が賛同していただけることが理想ではございますが、なかなかそうはいかず、光と影、そしてプラスとマイナスはつきものだなと改めて実感しております。

合併から20年、そして今21年目を迎えました。三つの村が一つになることで、この20年、本当に先輩方が苦勞なされて、一つの村へ形づくっていただいた。その影で、やはり置き去りにになっている課題も山積しております。これをやはり一つ一つ解決していくには、反対も起こること、これは説明を尽くしますが、仕方のないと受け止めております。今後も私は先送りされてきた課題解決に対して、将来にツケを回さない必要があること、そして過半数の理解が議会をはじめ、村民の皆さんから得られることであるならば、平穩ではなく、変化を選んでいきたいと思っております。

選挙で選ばれた私や議会議員の皆様は、有権者から嫌われたくないのが、本音であります。しかしそればかり求めているのは、必要な政策に力が入らず、本

末転倒ではないでしょうか。太田村政では、常に村の未来を見据えて、現在の課題に答えを出せる政策をしっかりと実行してまいることを改めて冒頭お誓い申し上げ、提案理由の説明に入らせていただきます。

本日議案といたしまして、本定例会に上程いたしておりますのは、予算繰越しの報告が1件、条例の改正が4件、令和8年度補正予算が1件、工事請負契約の変更が1件、人事案件が3件、以上10件となっております。御審議頂き、議決頂きますようお願いをいたします。それでは、各議案について説明申し上げます。

初めに、予算繰越しの報告案件です。報告第6号、令和7年度南阿蘇村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。これは令和7年度南阿蘇村一般会計補正予算、第8号及び第9号で計上しました繰越明許費のうち、2款、総務費の地域振興券配布事業1億2,280万円。地籍調査事業、7,038万8,000円をはじめ、6款、農林水産業の農林資材等緊急対策事業2,100万円、7款、商工費の村小売店等における買物支援対策補助事業1,625万1,000円。8款、土木費の橋梁更新事業6,307万4,000円及び、河川改修事業1,530万円など、全20事業、総額3億8,198万2,000円について、いずれも令和7年度内に事業が完了しないことから、令和7年度執行に係る事業費の繰越計算書を調整したもので、地方自治法施行令146条第2項の規定により報告するものであります。

次からは条例案件です。議案第36号、南阿蘇村印鑑条例の一部を改正する条例についてであります。本議案は、出入国管理及び難民認定法、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う条例の一部改正となります。これまで外国人住民の皆様は、在留カードまたは特別永住者証明書に加えて加え、マイナンバーカードをそれぞれ所持することになっていましたが、6月14日から在留カードとマイナンバーカードが一つのカードとなった特定在留カード、特別永住者証明書とマイナンバーカードが一つになった特定特別永住者証明書が導入されることになります。これに伴い、これらのカードを利用して印鑑証明書等がコンビニで取得できるようになりますので、本村の印鑑条例につきましても、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第37号、南阿蘇村名誉村民条例の一部を改正する条例についてであります。本議案は、本村の発展や名誉に著しく、寄与された方を顕彰し、村民の郷土への誇りや愛着を深めることを目的とした、南阿蘇村名誉村民条例の一部改正になります。現行の規定では、顕彰の対象が、御存命の方に限られており、本村に多大な貢献をされた故人を対象とすることができません。そこで、故人の方を顕彰の対象に加えることで、生前の本村発展への顕著な御功績

に対して検証が行えるよう、所要の改正を行うものであります。この改正により、本村の発展に尽力された方々の功績を末永く讃え村民の郷土愛をさらに深めることにつながると考えております。

次は、議案第３８号、南阿蘇乳幼児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてです。本議案は、現在運用しております南阿蘇村乳幼児等通園支援事業の運営基準につきまして、対象となる乳児の対象範囲を明確化するために、条例の題名を改正するものです。条例本文自体の改正は必要ありませんので、より実態に即した条例にするための題名のみ、改正を行うものであります。

議案第３９号、阿蘇立野ダム展望施設条例の一部を改正する条例についてであります。本議案は、阿蘇立野ダム展望広場が令和８年３月に整備完了したことから、村民が憩いの場として利活用できる施設、また、観光客にも訪れてもらい、地域振興とにぎわい創出の場となる施設を目指し、敷地内施設の名称制定や、施設管理及び使用許可などについて、関係規定を改正するものでございます。

次は補正予算案件です。議案第４０号、令和８年度南阿蘇村一般会計補正予算第１号についてであります。今回の補正予算は歳入歳出それぞれ５億９,５３２万７,０００円を追加し、総額を１１５億８,５３２万７,０００円とする補正予算であります。主な歳入補正につきましては、交通空白解消等、リ・デザイン全面展開プロジェクトなどの増に伴い、国庫支出金を２,４８７万７,０００円の増額、食のみやこ創造コンソーシアム補助金、新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金などの増に伴い、県支出金を４億７,７９６万３,０００円の増額、企業版ふるさと納税として４,５００万円の増額、財政調整基金繰入金として１,９９７万７,０００円の増額、旧長陽西部小学校跡地整備事業及び、学校施設整備事業等に係る過疎対策事業債、新基本計画、実装・農業構造転換支援事業に係る農業構造転換事業転換集中対策事業債の増などにより、村債２,４４０万円を追加計上し、財源の確保を図ったところです。

主な歳出の補正予算は、総務費で、交通空白調査事業委託料、南阿蘇村産学官連携協議会補助金などにより１億２８７万８,０００円の増額、農林水産業費では、経営発展等支援事業、新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金などにより、４億８,１７８万５,０００円の増額、商工費では、あそ望の郷ナイトマーケット事業委託料及び、村有観光施設整備事業費などにより、５３８万９,０００円の増額となっております。

次は契約案件です。議案第４１号、工事請負契約の変更についてであります。本議案は、令和７年度狼ヶ宇土橋更新第２期工事の工事請負契約の変更です。予定価格５,０００万円以上の工事の請負契約の変更となることから、南

阿蘇村議会の議決に付すべき契約及び、財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき提出するものであります。

次からは人事案件です。同意第3号、南阿蘇村固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてであります。本件は、固定資産評価審査委員会委員が、令和8年6月15日で任期満了を迎えることから、地方税法第423条、第3項の規定に基づき、選任について議会の同意を求めるものであります。選任の同意を求める方は、中山良一氏、今村ふよ子氏、松本敬二氏の3名でございます。中山氏は、住所が南阿蘇村大字立野782番地、生年月日は昭和30年4月22日の71歳、今村氏は、住所が南阿蘇村大字河陰169番地、生年月日は昭和33年2月12日の68歳、松本氏は、住所が南阿蘇村大字一関815番地の1、生年月日は昭和36年12月8日の64歳でございます。任期につきましては、令和8年6月16日から令和11年6月15日までの3年間となります。御理解頂き、御同意頂きますようよろしくお願いをいたします。

続きまして同意第4号、南阿蘇村農業委員会の委員の任命についてです。本件は、農業委員の任期満了に伴い、農業委員会に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。同意を求める方は、議案書に記載の19名の方になります。任期は令和8年7月20日から令和11年7月19日までの3年間となります。御理解頂き、御同意頂きますようお願いをいたします。

最後に、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。本件は、人権擁護委員の任期満了に伴い、候補者として村長が推薦する者について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の御意見をお伺いするものでございます。推薦する方は、荒牧百合氏でございます。荒牧氏は、住所が南阿蘇村大字河陰4435番地、生年月日は、昭和37年6月23日の63歳でございます。議会の御意見を頂戴いたしました後、村から推薦しまして、法務大臣から委嘱を受け、3年間お勤め頂くことになります。こちらもお理解を頂き、御同意頂きますようお願いを申し上げます。以上が提案理由の説明であります。

。全議案、御理解頂き、議決を頂きますようよろしくお願いをいたします。
○議長 山室昭憲 以上で、今回、執行部から提案されました全議案についての説明を終わります。

-----○-----

○議長 山室昭憲 日程第5、陳情第1号、地域経済の未来を支える商工会館整備に関する要望書についてを議題といたします。内容の朗読は、議員各位に、お配りしておりますので、議案の朗読は会議規則第38条の規定により省略いたします。お諮りいたします。陳情第1号については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。異議ありません

か。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 異議なしと認めます。したがって、陳情第1号については、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

-----○-----

○議長 山室昭憲 日程第6、一般質問を行います。発言の通告があつておりますので、これより順に質問を許可いたします。質問される方は、要点を簡潔にお願いいたします。答弁される方は、質問内容についての的確に答弁をお願いいたします。なお、質問時間は1人、30分以内となっております。御承知願います。7番、河内克也議員の質問を許可します。河内議員。

○7番 河内克也 7番、河内です。議長の許可を頂きましたので、一般質問を行います。議長、今回も2問ありますので、一問一答方式の許可をお願いいたします。

○議長 山室昭憲 はい。許可します。

○7番 河内克也 ありがとうございます。今回の質問も村の発展のため、政策に取り組、政策に生きるべき議員にとって、質問は、最も意義のある発言の場であることを強く思いながら、村の課題について事前調査、分析を行い、質問を準備してまいりました。そして、分かりやすい質問となるよう、補助資料を作成し、事前に議長の許可を頂き、皆様のお手元に準備をしていただいております。感謝申し上げます。

まず1問目、誘導看板、統一されたサインの管理、再整備について、理由があり、3回目の質問をいたします。行政側にとっては厳しい質問となりますが、村の発展のため、建設的な議論をしていきたいと思っております。私は統一されたサイン、案内看板再整備は村の景観保全、観光振興に重要であるとの認識から、令和3年と令和6年に一般質問を行いました。最初の質問から5年近く経過しております。御面倒ですが、補助資料1枚目、A-1を御覧ください。左側が令和3年9月の質問です。5年前になります。観光誘導看板再整備はということで、私の問いの中に、阿蘇サイン計画策定から30年経過しました。もう今では35年です。今こそ村の自然環境にふさわしいサインの在り方を総合的に検討し、再整備すべき時期に来ている、ということではいろいろもろもろ質問しております。そして行政側、担当課長の答弁では、再整備を進めていく。そして下のほうに、黒の二重のアンダーラインで書いてますように、まずは看板台帳が最新の情報となっていないので、整備を行う。という答えでありました。右の方です。これは令和6年9月の質問2年前です。同じく再整備の問いその後ということで、下のほうにまた二重線書いてますが、老朽化、再整備や看板の集約化であり、計画的に再整備を進めていく、前回の答弁であったが、再整

備は進んだのかという問いです。そして、村長の答弁としては、今後も特に、サイン計画に基づく色彩を考慮した改修、集約化等再整備を行う。そこで私のほうで最後、また2回目の質問まとめですが、自分の現況調査ではまだ未整備管理不足のサインがあり、行政主導の民間集約化も進んでいない。そして、木村敬県知事も、本村のサイン整備、景観保持に期待をしておられるということで、ユーチューブの話をして、御説明をしたところです。

質問から5年、私は国道、県道、村道を通るたびに、サイン整備の状況を見ながら、あるときは車から降り看板の基礎部分、継ぎ手部分を確認、写真をとりながら、状況を確認してきました。また、看板について、村民の皆様の声、意見を拝聴しながら過ごしてきました。行政の答弁と裏腹に、整備集約化が進んでおりません。一部サインの内容更新が行われましたが、大切な管理が行われていません。老朽化が進んでいます。非常に危険です。そこで私は常に問題意識を持ちながら、昨年10月からは、太田村政のボトムアップ方式を尊重して、まず担当課に質問と意見を行ってきました。残念、しかし、話がかみ合わないし、動きが見えませんでした。そこで私なりに現在の課題を整理し、4項目質問いたします。

1番目、1回目の質問時に整備を進めると答弁のあった、看板台帳整備、質問から5年、1番の基準となるサイン台帳整備は進んだのか。

2問目、熊本県野外広告物条例が改正されております。これは全国で野外広告物の老朽化による落下事故が発生、死亡事故が多発、安全性の確保、構造が看板に求められており、7年前に熊本県の条例が改正されています。国もちゃんとした親の法律あります。野外広告物法という親のほうに法律があります。村としてのその対応状況は。

4番目、木の香湯の再開、南阿蘇フィードホテルのオープンと動きが活発化しており、行政として民間観光施設、宿泊施設オープンへのサインへの対応と既設サインとの平等性確保の考え方をお聞きいたします。

最後、御面倒ですが、資料、A-2を御覧ください。上のほうに県道熊本高森線L O O Pの横の猶須の交差点のサインです。村のサインを民地に建てさせていただいております。このサインも、今では枝、葉っぱが繁茂して、半分ぐらいしか見えません。そのまま放置してあります。そして下のほうに民間のお店の看板がずっと建っており、乱立しています。もちろん、お店のほうはもう命が生活がかかってますので看板は必要です。しかし、行政としての集約化という動きは全然見えておりません。その中で、下のほうに現状ですと書いてますが、これは木村知事が言われた、俵山トンネルから出て、木の香湯に下りるところの集約された看板です。これは平成23年、15年前ですか。有志の方々が、15施設の有志の方々が、頑張る地域補助金を活用して、建てられた看板

です、自分たちで管理をされています。この下に今の南阿蘇フィールドホテルも参加をされて、看板がここについておるのが今現状です。ということで、行政として民間集合サインの管理整備、集約化への支援策をお聞きいたします。以上、4項目お聞きします。

○議長 山室昭憲 村長。

○村長 太田吉浩 7番、河内議員の御質問にお答えいたします。私も河内議員と同様に、村の景観を守りながら、観光振興にも寄与できる統一サイン整備についての重要性は強く認識していることをまずお伝えを申し上げます。そして5年にまたがりですね、一般質問、今回3回目ということで、熱心な日頃からの政治活動に敬意を表するとともに、難しい課題ではございますが、何とか議員の情熱に応えたいと思い答えたいということもお伝えをさせていただきます。それでは、答弁をさせていただきます。

まずサイン台帳整備につきましては、令和6年9月議会におきまして、議員が御質問され、当時、前村長より、令和3年10月に実施した村内案内サインの一斉調査をもとに、順次改修及び更新を進めている旨の答弁がなされました。その後、観光案内サインの改修を進める中で、当時の調査台帳では712か所の登録がございましたが、その台帳は、サインの設置状況写真のみであり、設置場所や管理状況などの記載がなく、さらに、記載漏れのサインがあることも判明をいたしました。そのため昨年度、改めて、村内全域を対象とした看板台帳作成業務を、業務委託を行いました。3月末に成果物が納品されたところ、設置か所は1,015か所として報告を受けたところでございます。現在、台帳内容の精査を進めておりますが、一部民間が設置したと推測されるものや、村が設置したサインに、民間店舗名が記載されているもの、所有者の判別が困難なサインなどが、混在していることが判明しております。そのため現在台帳内容の精査を早急に進めることとし、あわせて、適切な台帳整備に取組を担当課に指示をしました。

次に県屋外広告物条例改正への対応状況ですが、当条例は、屋外、広告物の老朽化に伴う落下事故等が全国的に発生している状況を踏まえ、広告物の安全確保及び事故防止を目的に、令和元年7月に改正が行われております。この改正により、所有者と占有者に対しても、屋外広告物の管理と有資格者による点検が義務化され、県の許可を受けた広告物については、許可更新時に安全点検を実施し、その結果を県へ提出することが義務づけられました。一方で、自治体が公共目的により設置する屋外広告物は、許可制度の適用外除外とされており、県への届出で済むようになっております。しかし、自治体が設置した広告物であっても、管理と点検は許可制度に関係なく、義務となっておりますので、今回の台帳作成委託業務において、有資格者による安全点検を実施し、その報

告を受けたところであります。点検では、県条例の運用指針にも示されているとおり、本体や接合部の劣化状況、ボルトの緩み等の細部まで精査しています。今後はこの報告書に基づき、危険性や緊急性の高い箇所については速やかに補修を行い、中長期的に対応すべきものは、計画的な維持管理や再整備、そして改修予算を編成するなど、住民の皆様の安心安全を守るため、万全の体制で管理に努めてまいります。また村の管理とならない民間事業者の屋外広告については、県条例の趣旨に基づき、村ホームページ等により、看板設置、維持管理に関する注意喚起情報を発信してまいります。

次に、民間観光宿舎施設オープンへの対応と既に設置されているサインとの平等性確保の考え方ですが、村が設置している既存の集合サインは、旧村営施設等の時代に設置されたものが多く、現在も当時の施設名称が表示されたままとなっているものもあります。これらにつきましては現時点で直ちに全面的な撤去や改修を行うことは、多額の費用を要する一方、効果面との均衡も踏まえる必要があることから、現状では、維持管理を行いながら運用しているところであります。一方で、近年、民間宿泊施設等の新規開業が進んでおり、今後新たな案内サイン設置に関する要望の増加が見込まれます。そのため、既存サインと新規サインとの間における平等性公平性をどのように確保していくのが重要な課題であると認識をしております。そこで今年度検討委員会を設置し、既存サインの取扱い方針、新規施設に係るサイン設置基準の明確化、既存施設と新規施設間の公平性確保の考え方、集合看板に、かかる使用料、使用料徴収を含めた制度整理、施設名称変更や表示内容変更時における原因者負担の考え方などについて総合的に検討を進めてまいりたいと考えております。そしてこれらの検討結果を踏まえ、既存施設と新規施設との間で不公平感が生じないように、適切な制度整備、制度整理及び運用に努めてまいります。

最後に民間集合サイン管理整備、集約への支援策についてであります。民間事業者が設置する際の維持管理につきましては、原則として、設置者の設置責任において、行われるものであることから、現在は各事業者による管理を基本としており、村として直接的な支援は実施しておりません。また、個別サインは、乱立や老朽化、デザインの不統一などの課題も身請けられることとあります。一方で、集合サインとして整備する場合には、設置場所や掲示数、によって、支援性や広告効果に差が生じることから、事業者間の合意形成や理解協力を得るためには、相当の期間を要するものと考えております。しかしながら、民間集合サインの整備管理は、景観の向上や情報提供の効率化、さらには来訪者の利便性向上といった観点から、その必要性について検討していくことが重要であると考えております。そのため、今後は、管理状況や課題、事業者ニーズの把握を進めるとともに、他自治体の先進事例等も調査研究してまい

ります。その上で官民連携による推進体制の構築や、事業者による共同整備、共同管理の在り方を検討し、本村の実情に応じた支援策を構築してまいります。

また検討するに当たっては、阿蘇サイン計画に基づき、阿蘇地域全体で統一したサイン整備を進めております。近隣自治体とも整合性を図りながら、景観に配慮したサイン整備を推進し、利用者にとって分かりやすく、地域の魅力向上につながる取組として、関係機関と連携しながら進めてまいります。冒頭申し上げましたように、議員御指摘のように、本村の観光振興に対し、サイン整備は重要な政策であると同時に、合併20年で、先送りされてきた課題の一つと認識しております。この難問解決のためには、やはり時間とコストが必要となります。繰り返しになりますが、先ほど申し上げたように、今後早急に台帳の精査を行うとともに、検討委員会を立ち上げ、平等性公平性など、どのように確保していくかなどの方向性について協議し、今後適切な制度性制度整理及び運用に、取り組んでまいります。以上で答弁を終わります。

○議長 山室昭憲 河内議員。

○7番 河内克也 はい。7番、河内です。ちょうど2年前の9月に一般質問をしたときにちょうど太田村長は1村民として傍聴にこられたということを今思い出しました。まだ去年の3月6日に就任されたばかりですんで、全体的な今の御答弁では前向きな答弁であったということによって思っております。

あとはちょっと詳細なことですので担当課長に聞きます。私は10月の定期監査時で12月の定例会の会期中、そして3月6日に、キャッチボールを投げました。来てお話をしました。資料を作ってきました。それはちゃんと村長に上げられてるのか、相談記録表というのを、つくるということでしたが、ちゃんとつくって、上に上げられているのかというのをまず聞きます。

2番目。台帳は、また再整備ということですが、ちゃんと去年の9月に補正予算を組んで、今の話では作っておられるので、今度監査委員の決算審査が7月8月にあります。議員の定例会の決算審査も9月あります。そのときに成果品として是非出してください。

2番、資料Aの2、右のほうに下のほうですね。これも県道熊本高森線新村交差点です。奥のほうは四季の森がちょっと見えますが、そこの看板です。これも33年前ぐらいでしょうか。この中にはもう三菱重工の保養所のサインまで入ってますが、もう新しく大江戸温泉物語もできるようです。内容の更新も当然ですが、それを近づいて横から移したのが、この大きな写真です。これは私のプリンターで映してまた役場でコピーしてもらいましたので、ちょっとはつきり色が出てませんが、この写真を見ると、本当にさびがひどくて剥離化して、もうすごいです。ちょっとたたけばぼろぼろのような状況です。こういうのを本当に5年間、何を確認してきたのかというのが強い憤りがあります。危

険です。本当。もうちょっと合併のスケールメリットで職員が増えたんですから、課長が1人でするのじゃなくて、いろいろ職員に動いてもらってですね、やってもらいたいと思います。フットワークよくやってもらいたいと思います。

あと3番、基準作り今から検討会議を開いていくことということですが、もう質問から5年たって当然、こういう状況になるってわかってたんで、課長の話でも、やりますやりますという検討会議つくりますという話は始めから聞いてました。いつからやられるのか。

あと4番目、最後、民間のサインの集約化ということで、前向きにということで、村長の答弁でした。十分ですね、私は補助する価値はあると思います。村の補助金の規則があります。その下に南阿蘇村観光団体補助金交付要綱というのがあります。公に寄与する、十分な再編だと思います。そこらを是非検討していただいて前向きに、これ先駆けとしてやっておられる方に対して、補助金を10万も20万ということじゃないんですよ。あと管理、自分たちで一生懸命管理されまた基礎下の部分にはちゃんとスプレーで磨いてやっておられるそういう現実を見てきてますんで、是非検討すべきだと思います。以上五つお聞きします。

○議長 山室昭憲 下田政策観光課長。

○政策観光課長 下田朱美 政策観光課長の下田です。河内議員の御質問にお答えいたします。最初にございました相談記録をもとに村長に報告しているかということなんですけども、随時口頭で、こういった御質問がございました、御意見ございました、ということはお伝えはしております。

それから台帳配備に関しまして、決算監査時には成果品を見せていただきたいっていうことですので、それは今も成果品のほうは手元にございますので、お見せすることは可能でございます。

それから大江戸温泉、民間の施設があるっていうことで、今、そういった形をどういう、どうやっていくかというところですけども、先ほど御質問ありました基準づくりの検討委員会いつからするのかっていうこともご御質問ございましたけれども、今回の議会の議案の中で予算の中で検討委員の予算を、計上させていただいております。今回の予算が承認されましたら、委員会を早速設置して、検討を進めてまいりまして、その中でどのような取扱いをしていくかということをお急に取りまとめていきたいと思います。

あわせて最後にありました補助金等につきましても、検討させていただければと思います。それと錆がひどい現状につきまして、もう少し丁寧な現場確認をということでしたので、改めて担当課のほうで情報共有しながら、精査のほうを進めてまいりたいと思いますのでよろしく願いいたします。以上です。

○議長 山室昭憲 河内議員。

○7番 河内克也 はい。3回目になりますので最後にします。全体的に、太田村長にお聞きいたします。私が3回目取上げたっていうのはもう、やはり危険というところで、全然行政が見ていない。こういう状況を私よりも見ていないというのがもうはっきり分かったんで、また質問させていただきました。

あと一つは、私も33年前にこのサインの担当をしてまして、民間の方々が、いろいろつくられるときに、直接行ってお願いをしたり、電話で福岡の方をお願いをしたりということで、一生懸命自分で動いてきたつもりです。それを受け継いでやってきて、この先ほど申し上げた民間の集約化ということで、7駐在、8駐在区、第9駐在区にサインが建ってますが、その民間の方が本当先駆け手で、村の景観を何とかしなければということでやってこられました。頑張る地域補助金と言いましたけど、そこで1人頑張った職員がおりました。ずっと走り回ってまとめて、こういう看板をつくってきました。その職員物故者となっています。そういう思いも私は受けて、毎年命日に参ってますが、是非何とかしたいということで、御仏前に誓っているような状況でちょっと気持ちが入ってますが、そこらを考えて、再度村長のお気持ちをお聞きいたします。

○議長 山室昭憲 太田村長。

○村長 太田吉浩 はい。河内議員のこの課題に対しての熱い思いというのは、やはり職員の時代からの御苦労されたこと、経験や、先ほど披露された、同僚職員の方の思いというのを引き継いでの活動の原動力なってるんだなのを改めて思いました。私も、河内議員の2回目の一般質問は、後ろの傍聴席で拝聴しておりました。そのときも同じ問題認識を持っておるというような話もさせていただき、これはやはり、スピード感を持って対応しなきゃいけない課題の一つであると申し上げた記憶ももちろん覚えております。そういう大きな課題であるからこそ、私としては、しっかりと5年前の御質問のときに私が村長していれば、また違ったのかもしれませんが、それを取り返す意味でも、やはりこの問題はスピード感を持ってやらなきゃいけないということで、今後の検討委員会にも議論ではなく結論を急ぐようお願いをしてまいりたいと思いますし、

あと一方で今考えられるのは、やはりこれだけスマホなどが普及し、グーグルマップ等の検索です、ナビがなくてもいける時代になってきました。それとあわせて、お店の入れ替わりなどの変化も起きてます。その変化になかなか行政の体質として、対応できていない、というところも一つの課題だろうと、置き去りにされてきた問題の課題だろうと思っております。最初申し上げられたように、この危険な地域、場所に関してはですね、しっかりと早急に対応を指示させていただきます。

あわせて、補助金に関しまして、私は頑張る地域支援の補助金が、やはりち

よっと、今回この1か所設置を、これ補助金を活用されてされておりますが、やはりなかなかイニシャルコストは、補助は出たけどやはりこのランニングが問題でございます。ランニングコストが必要なものに補助を出して本当によかったのかどうか、いうところも含めて検討が必要なのかなと思います。一つ、これも課題として持ち帰らせていただき、しっかり今後の補助金の在り方も考えなきゃいけないという、この提案だろうと思っております。

いずれにいたしましても、このサイン問題は、やはり観光地の南阿蘇村としての大きな課題であり、重要な課題であると認識をしておりますので、しっかり結果を、私もこの今回初めて私に一般質問頂きましたので、河内議員の思いと同じく、熱い思いで、役場職員にはしっかり指示を出しながら、結果を出してまいりたいと思います。以上です。

○議長 山室昭憲 河内議員。2問目お願いします。

○7番 河内克也 7番河内です。2問目の質問に入ります簡潔にまいります。

阿蘇山上廃屋撤去後、跡地利活用策についてお尋ねいたします。阿蘇山上広場の村有地にあったレストランの廃屋2棟、これは阿蘇市の2業者が、1960年後半、今から約60年前ぐらいですかね、開業しております。そして10年前の熊本地震後に休業され、放置されていた物件です。私は8年前に廃墟化した現場を見ています。世界に誇る阿蘇火口の山上広場に、残念な景観で、何とかしなければと思いで、登山道路を下ってきたことを思い出しております。そして5月の末、現場を見てきました。阿蘇の景観を損ない老朽化が進み、安全上の懸念もあったことから、国2分の1、熊本県4分の1、村4分の1、村は過疎債を活用されていますが、国県村の費用負担により、撤去工事が行われ完了しています。跡地の利活用策は、解体工事と並行し、環境省、熊本県、阿蘇市、そして村で検討協議を進めるとの議会の事前説明でありました。

私が調査した阿蘇山上の現状、資料で説明いたします。御面倒ですが、Bを御覧ください3枚目です。ちょうど5月28日小雨でしたので、山上に行ってきました。しかし、残念ながら霧もかかってまして、左のほうは、レストランがあった土地です。ちょっともう霧がかかるとって、申し訳ないんですが、更地になっておりました。その横には、阿蘇山上ターミナルがあります。ここに阿蘇駅、また、どんどこの湯あたりから定期バスが出てます。中に入りますと、英語、中国語が飛び交っていました。ずっと駐車場を回ってきました。この車のバイクの間の向こうには大型バスが2台停まってました。こんな悪天候にもかかわらず、駐車場もいっぱい停まってました。ずっと駐車場を回ったら、わナンバーが90%、レンタカーです。多くのレンタカーで来られてるというのが分かりました。河内のまとめに赤の下の方ですが、阿蘇山上で草千里や中岳火口では、訪日客、インバウンドに非常に人気があります。これ5月末ぐら

いの共同通信社が調べた観光調査で、阿蘇山上が全国で3位になっています。インバウンドのお客さんとして、ということは、日本人のお客さんからしても、非常に人気があるところです。ですからポイントとして、ここに、施設を考えるならば、これは千載一遇のチャンスではないかということでもちょっと質問してるところです。

跡地利用について、現在の進捗状況と有効活用について、太田村長の方針、考えをお聞きいたします。以上です。

○議長 山室昭憲 太田村長。

○村長 太田吉浩 7番、河内議員の御質問に、2問目、お答えをいたします。

阿蘇山上広場に存在しておりました2棟の廃屋は長年にわたり景観を損ねるとともに、安全面からも早急な対応が求められておりました。これは村では、国・県・阿蘇市と連携し、景観保全と安全確保を目的として撤去を進め、先ほど議員からもお話がありましたように、令和7年度より解体工事に着手し、国・県・村の3者負担により、令和8年2月に無事、撤去が完了したところでございます。跡地の利活用は現在、環境省、熊本県と定期的に協議を重ねながら、検討を進めております。阿蘇山上広場は、阿蘇くじゅう国立公園の核心地域であり、阿蘇地域の玄関口としても、国内外から多くの観光客が訪れる重要なエリアです。そのため、単なる施設整備ではなく、阿蘇の自然、文化、歴史を体感できる、質の高い滞在空間の創出を目指しているところでございます。その中で国の国立公園満喫プロジェクトや、国立公園利用拠点、滞在環境等上質化事業とも連携し、阿蘇ブランドの向上と上質なツーリズムの推進を図り、保護と利用の好循環による地域活性化につなげてまいります。

また、跡地の利活用は、持続可能な運営体制の構築が必要であるとも考えております。しかし天候や火山活動の影響を受けやすい地域でありますし、恒久的構造物の建築には、自然公園法上の規制や景観との調和などから、ハードルが高いとの意見も出されているところでございます。現在、関係機関との最終調整を進めており、年内をめどに、まずは実証事業として提案を頂ける事業者を公募する方向で準備を進めています。

私個人の思いとしましては、場所や制約条件などを考慮しますと、やはり常設ではなく、トレーラーハウスなどといったいざというときに、移動も可能な形態が適しているのではないかと考えております。その上で、民間によるアイデアを公募し、にぎわいの場として、まずは実証事業として跡地活用できればと考えております。今後も引き続き、関係機関と連携しながら、阿蘇地域の新たな魅力となる利活用を目指します。

繰り返しになりますが、阿蘇の自然や文化を学び、体験できる拠点、民間活力の活用、地域との共生と持続可能性を柱として、検討を進め、阿蘇の価値向

上につなげる事業展開にスピード感を持って、取り組んでまいります。以上で答弁を終わります。

○議長 山室昭憲 河内議員。

○7番 河内克也 はい。7番河内です。村長から答弁を頂いて今の状況が分かりました。資料の下の方にちょっと私のキーワードということで書かせていただいております。本当、南阿蘇村を紹介するには、1番いい入り口ではないかということで、農業・自然・水・草原、南阿蘇村のポテンシャルの高さというのをですね、潜在能力というのを是非、見せれる、紹介できるインフォメーションコーナー、ミュージアム。大きなミュージアムではないんです。本当、それぞれ熊本地震、火山草原を紹介できるような、そういった施設、観光案内所、さっき言った山上ターミナルにはもう、お土産もいっぱいありましたし、村のお土産も御紹介できたということも思いますし、ネイチャーポジティブ宣言ですね、是非こういうのを、村が取り組んでるというのを紹介できたらと思います。なかなか南阿蘇村も阿蘇山上に土地があると言っても、草千里の半分とか、この火口のこの駐車場の部分とかで、なかなか村の経済波及効果というのは全部阿蘇市にとられていたような状況です。是非レンタカーが多いということを言いましたけど、今、ある程度自由に旅行される方が増えていますんで、是非ですね、ここから、南阿蘇村に来ていただくようなことができないかなということで、議論の1番のはじめということで、ちょっと話を出させていただきました。以上です。

○議長 山室昭憲 はい村長。

○村長 太田吉浩 河内議員ありがとうございました。私も、阿蘇市のほうに、経済が持っていかれてるというの強い危機感を持っております。

そこで昨年は瑠璃温泉も再開をいたしました。そして今実証実験は今年の秋から始めようと準備しておりますのが、現在高齢者の方が日々乗っていらっしゃる。乗合タクシー、これを、土日、実証実験として、今年、阿蘇山上に土日吉田線から、あそ望の郷から、中松駅に立ち寄り、そして、瑠璃温泉で立ち寄って、阿蘇山上行くというルートを、ちょっと実証実験で、平日乗合タクシー使っている車両を、週末に、ちょっと金額を見直しまして、それを今年度後半、秋から冬3月まで、実証実験をさせたいというようなことで考えております。これがうまくいけば、常設しても夢ではない。要は阿蘇山上の方々を、この南阿蘇に引っ張ってくる、そういう効果を期待しておりますので、是非この実証実験は成功させたいと考えておりますので、また進捗を引き続き、議会の皆様にも報告させていただきたいと思っております。

ネイチャーポジティブのお話を頂きました。それをするとまた時間長くなりますが、しっかりですね、私としては、これまでの先人の築いてきていただいた

美しい自然や景観、農業、こういったものを守りながら保全をしながら、そしてそれを守ってきた方たちがこれからもしっかりと生活がなり、生業が成り立つような、両輪を回していきたいという思いで、県内初の自治体としてポジティブ宣言をさせていただきました。是非、これから議会の皆様からも御提案頂きながら、持続可能な村づくりに努めてまいりたいと思います。御質問ありがとうございます。

○議長 山室昭憲 以上で、7番、河内克也議員の質問を終わります。

-----○-----

○議長 山室昭憲 ここで、休憩をいたします。再開を11時10分再開いたします。

-----○-----

午前11時03分 休憩

午前11時10分 再開

-----○-----

○議長 山室昭憲 再開いたします。10番。橋本功議員の質問を許可します。橋本議員。

○10番 橋本功 10番橋本です。通告に従い、質問させていただきます。本村の基幹産業である農業、とりわけそば生産支援について質問いたします。先の12月議会に一般質問において、村は復旧作業に対する補填20%値上げを実施する一方で、そば価格補填については、二重の補助金が支出されている。他の農産物は行っていないため、公平性を欠くとの答弁がありました。しかし、一方で、村はさまざまな分野で補助金は交付しており、農政課補助金一覧表、3月広報に載せられている。産地交付金のお知らせに目を通しますと、答弁内容に矛盾があり、そば、決して優遇されておりません。

近年、肥料、燃料、資材、農薬等が急激に高騰し、農業経営は極めて厳しい状況に置かれております。そば生産者においても例外ではなく、生産者の努力だけでは吸収できない状況となっております。

また、そばは、本村において、農地保全、景観維持、観光振興、地域ブランドを支える重要な作物であり、そば生産者の衰退は地域全体の活力低下に直結する重大な問題であります。このような状況を受け、生産者は協議を重ね、南阿蘇村そば生産振興組合を設立し、村へ支援要望書を提出いたしました。

そこで質問をいたします。1点目は、物価高騰が村内のそば生産への与える影響度を認識しておられるかです。物価高騰が生産コスト、経営継続へ与えている影響をどのように、そば生産への危機的状況について認識をお持ちでしょうか。

2点目は、そば生産振興組合設立の評価についてでございます。物価高騰により、生産コストは、上昇し、担い手の減少や、作付縮小が懸念されております。その一方で、生産者は自らそば生産振興組合を設立し、産地維持に向けた取組を開始しました。今まさに行政の後押しが必要でございます。本村のそば産地を維持発展させるため、村として具体的な支援策を検討すべきと考えます。そば生産振興に向けた具体的な政策支援政策の検討、実施を行う考えはあるか、見解をお伺いいたします。

3点目は、物価高騰対策として、そば生産者へ新たな支援制度の創設についてです。物価高騰対策として、農業者物価高騰支援金は、作物別、制度ではなく、原則として農業経営者全体が対象ですので、そば生産も対象に含まれます。理由といたしまして、本村の農業者物価高騰対策支援については、熊本県が実施した農業者物価高騰対策は、県内の販売農家が対象で、市町村ごとに内容が違うからでございます。対象条件は、販売農家である肥料、燃料、資材価格高騰の影響を受けた作物は基本対象となり、南阿蘇村そば産地として地域振興作物であり、販売しているそば生産者は対象になります。農業者物価高騰対策支援金制度は、そば生産者も含まれる形で支援がありますが、村では創設する考えはあるかお伺いいたします。

4点目は、そば産地、維持振興に向けた今後の支援方針についてです。本村のそば生産は、水田転作の受皿として、地域農業を支え、景観形成や観光資源としても大きな役割を果たす、多面的機能を持つ作物であります。現在多くの自治体では、地域ブランド維持のため、独自支援を行っている事例も見られます。生産者は、振興組合を設立し、産地維持振興に向けた主体的な動きを始めております。本村として、そば産地、振興に向けた支援体制を構築していく考えがあるのか、村長の御見解を伺います。

物価対策が本村のそば生産に与える影響、そして、生産者が主体となって設立されたそば生産振興組合、さらには、今後の支援策について伺いました。本村のそば産地が将来にわたり、持続発展することを願い、登壇の質問を終わります。

○議長 山室昭憲 太田村長。

○村長 太田吉浩 10番橋本功議員の御質問にお答えをいたします。橋本議員も昨年の12月にも同じ一般質問頂きました。このそば生産に対しての熱心な取組にも敬意を表させていただきます。まず、それぞれ個別の御質問に答えてまいります。

まず質問の要旨1についてですが、物価高騰の主な原因は、原材料やエネルギー価格の高騰、人手不足による人件費の上昇、さらには中東情勢の緊迫化がさらなる拍車をかけております。そば農家の利益を圧迫していると、悲痛な声

も上がってきておりますので、村といたしましても強い危機感を持っていたいただいているところでございます。

次に質問の要旨 2 ですが、本村におけるそば生産の維持発展を目的として、5 月 11 日に、南阿蘇村そば生産振興組合が設立されましたことは、大変喜ばしく思っております。設立に至るまでには発起人代表を初めとする関係者の皆様が、並々ならぬ御尽力を重ねてこられました。本村は、名水と火山灰を含む豊かな土壌に恵まれ、県内外に広く知られたそばどころです。今後、そば生産振興組合と村が一体となった協力体制が構築され、持続可能な南阿蘇村のそば生産の維持と、生産向上に向けた連携が図られるものと期待しているところでございます。

次に質問の要旨 3 です。過去のそば生産者への支援策は、熊本地震による米の作付が困難となった対策として、震災後の平成 29 年度から令和 4 年度までの 6 年間、そば作付振興補助金として支出してまいりました。その後、翌年度からの補助金廃止に伴い、令和 4 年 9 月にそば価格補填事業の見直しに関する請願が議長あてに提出されました。その請願は、二重の補助金支出などの理由で見直しを行わないと、令和 5 年 3 月に前村長が回答をしております。しかし村では、新たな考えのもと、また、先ほどから申し上げております、農業を取り巻く厳しい状況を踏まえた支援策として、そば作付振興補助金の復活を決断いたしました。

その理由は、本村は全国有数のそばの産地であり、地域の農産物として広く、久木野村時代から取り組まれており、認知されている重要な特産品であるということです。しかし、その特産品であるそば農家は高齢化が進んでおり、将来の後継者不足が懸念されています。一方で、国の交付金は、認定農業者であることが条件となっており、村としては、未認定農業者や小規模作付農家にも支援を行いたいと考えております。特に、現在は生産コスト高騰や労働負荷が生産意欲の低下を招く課題となっており、持続可能な経営には支援が欠かせないと判断をいたしました。

二つ目の理由としては、高齢化担い手不足による農家数減少による耕作放棄地が深刻な問題となっている点です。雑草が生い茂った農地は、鹿やイノシシの隠れ場となっており、そこから農地や集落へ侵入し、住民を悩ませています。その増加傾向にある耕作放棄地を再生させ、獣害被害の軽減を図ります。また、一部原野化している耕作放棄地の解消は、近年問題となっている大規模火災の防止にもつながります。耕作放棄地解消の手法として、荒れた農地を再生し、そばの白い花が咲く景観も含めた地域活性化にも取り組んでまいります。

具体的な支援内容は、1 袋 22.5 キログラム当たり、1,500 円の補助金を 9 月補正予算へ要求する予定です。1 袋当たりの額につきましては、厳しい

財政状況に鑑み、令和4年度に交付した額を基準としています。今後は、議会とも相談しながら、年度ごとに総合的に判断を行ってまいります。

次に、質問の要旨4についてです。今後の方針につきましては、農業みらい公社とも連携し、需要者ニーズに応じた作付面積の拡大を進めます。さらには、物価高騰によるコスト上昇を理由とした販売価格の値上げ交渉や、新たな販路拡大にも尽力してまいります。本村のそばは、おいしいそば産地大賞2024で全国6位に入賞するなど、全国的に周知されてきております。ふるさと納税の返礼品にもなっておりますし、村内外の関係機関と協力しながら、観光振興との結びつきをさらに進めて、販路拡大に努めてまいります。以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長 山室昭憲 橋本議員。

○10番 橋本功 はい。10番橋本です。村長、具体的な支援額を示していただきましてありがとうございました。心からお礼を申し上げます。

そこで、再度お尋ねをしたいと思います。ブランド化を承認制度導入についてでございます。南阿蘇村2024年のおいしいそば産地大賞において6位に入賞されたということでございます。このそばが全国的に高い評価を受けて、おいしさが格別だと評価された結果じゃないでしょうか。この評価をさらに販路拡大や付加価値向上につなげるためには、南阿蘇村そばの産地や品質を保証する認証制度を導入し、南阿蘇村そばとして、ブランド化を推進していく必要があると思います。南阿蘇村のそばに売れる仕組みづくりが、1番大事な時期ではないでしょうか。そのためには、ブランド化と認証制度の導入が重要な施策であります。この課題について村長のお考えを伺います。また、前回の答弁で、地域農産物としてブランド化を進めているとお話がありました。その後の具体的な進捗状況をお聞かせください。よろしくお願いいたします。

○議長 山室昭憲 村長。

○村長 太田吉浩 はい。御質問ありがとうございます。まずはこの補助金を復活させるという決断をさせていただきました。議会の皆様も十分、今の財政状況厳しい折ということは十分ご御承知の上ではと思いますが、本当に何十万何万円という予算から、私が今見直しをかけております。こういった中でさらなる補助金を復活させるということは、それだけそば生産に期待を込めているということを御理解頂きたい。これは本日生産者の方も控えていらっしゃるが、そば、米、ハーブ、これを耕作放棄地の対策作物として力を入れていくという私の公約の一つの結果というふうに考えていただきたいと思います。1袋1,500円と言いますが、数が増えれば、もちろん予算額も増えてまいります。そういったところで、やはり問題は出口の部分です。いいものをつくるからいいものが売れると、買ってくれるだろうというのは市場では通

用しない。いかにいいものをいい形で売っていくかというところが、1 番の問題であります。議員おっしゃったようにこのブランド化というものがこれから両輪となって、補助だけでは駄目です。補助プラス、そこの出口をさらに広げるために、ブランド化をしていくということはとても大事なことだろうと思っておりますので、御提案頂いたような認証制度なども前向きに、導入をさせていただく検討を図りたいと思います。

また先ほど申し上げたように、売る場所、出口、ここを何とか広げたいということで、今、村のアドバイザーの中川さんから御紹介頂きまして、大手外食産業のワタミの元社長さんに御相談をいたしまして、関東圏内、やっぱ関東圏内は、私も出張などでいくと大変なそばのお店が大小多数ございます。まだまだ販路拡大のチャンスはあると。聞くと信州産のそばとかそういうのが多いと聞きますが、こちらのそばの認知もしていただくことも、活動を続けることでさらに出口を広げ、そして、今売っているような単価も上げる交渉も努力していきたいと思えます。そういう形で生産者の方がつくって終わりではなくて、しっかり出口もつくりながら、その売上げもまた循環していくような、こういう好循環をつくらないといけないという思いで、今回は、補助金等よりも投資というような思いで、予算化を目指しておりますので、どうぞ引き続き御理解をお願い申し上げます。

○議長 山室昭憲 橋本議員。

○10番 橋本功 村長、生産者のほうも、心強いですね。営農ができるんじゃないかと思えます。どうかひとつよろしく願いいたします。

最後に、村長の英断に改めて、敬意と感謝を申し上げ、今後とも行政と生産者が連携して、産地振興に取り組まれることをお願いして私の質問を終わります。

○議長 山室昭憲 以上で10番、橋本功議員の質問を終わります。

—————○—————

○議長 山室昭憲 6番、坂田正也議員の質問を許可します。

○6番 坂田正也 6番坂田です。議長の許可を頂きましたので、一般質問をいたします。私は、野焼きの再開に向けて質問をいたします。今年3月に、中松地区で10年ぶりに野焼きが再開されました。村が事務局を担う実行委員会を立ち上げ、防災支援の体制整備等により、野焼きの再開を実現しました。

野焼きの主たる目的は、草原の維持、やぶ化の防止、そして、美しい景観の維持であります。現在、河陰の俵山トンネル付近の前川地区の野焼きが実施されていません。高齢化と担い手不足により、野焼きが困難なため、今後は、重機を活用した防火帯輪地切りの整備支援と、野焼き支援ボランティアの協力が必要であります。太田村長は、前川地区の野焼きの再開を進めていくと明言さ

れています。今後村が事務局となり、野焼きの再開に向けて、今後の支援協力の取組について、お尋ねをいたします。以上です。お願いします。

○議長 山室昭憲 太田村長。

○村長 太田吉浩 6番、坂田正也議員の御質問にお答えいたします。先ほど議員からも御紹介がありました今年3月の野焼きにつきまして、中松地区の夜峰山、御竈山の一部で、震災後10年ぶりとなる一部火入れが実現をいたしました。再開までには、野焼き再開実行委員会が発足し、地元理解を得るための協議も重ねられた結果として、再開することができました。この場をお借りして改めて、中松3区の皆様、そして御支援頂きました国や県、阿蘇グリーンストックの関係者各位に感謝を申し上げます。

御質問の要旨1から3までは関連がございますので一括して御答弁申し上げます。先ほどお話し頂きました前川地区、いわゆる第9駐在区の野焼き再開は、令和7年9月の合同常任委員会で、引き続き地元と協議を続け、再開に向けた検討を進めていきますと答弁申し上げます。その後、地元の方々へ聞き取りをした際も、一部に根強い反対意見があるとお聞きしておりますが、近いうちに開催されます、地元第9駐在区の今年度の総会の中で、再開に向けての提案がなされるというふうに報告を受けております。その総会の中で、村へ説明を求めた場合は、実現可能な御提案を行う予定です。

具体的な案としましては、全面再開が難しいのであれば、一部再開もしくは輪地切り輪地焼きのみなど、地元にとって最善な案を提案していきたいと考えておりますので、是非御地元の坂田議員、そして山本議員も近くでのお住まいでございますので、是非地元理解の御協力をお願い申し上げたいと思います。野焼きは何と云っても、地元の合意形成が必要となります。再開の地元の意思が確認できた場合は、村の農業土木補助金による恒久防火帯整備や、県の草原再生パイロット事業、さらには、阿蘇グリーンストックの野焼きボランティアの活用等の支援も予定しております。また必要であれば、私自ら地元の会議等へ出席し、再開に向けての協力要請を行いたいと考えております。以上で坂田議員の御質問への答弁とさせていただきます。

○議長 山室昭憲 坂田議員。

○6番 坂田正也 はい。6番坂田です。御答弁ありがとうございます。俵山トンネル付近の野焼きの再開に向けて、地域の合意形成と、そして野焼き支援協力の体制づくりが大変重要になります。野焼きの再開をぜひとも実現してほしい。村民の声です。切にお願いをいたします。以上で私の一般質問終わります。以上です。

○議長 山室昭憲 村長。

○村長 太田吉浩 坂田議員の熱意は、はい、しっかりと受け止めさせていただきます。

きましたが、何度も申し上げますように、地元理解なくして、村が先行して進めるわけにはいかない。中松3区の皆様も、昨年、私は2回地元説明会も参加して、当時は相当な反対意見もありました。それは過去のいきさつなども、議会の皆様も御承知のとおりであります。そういうことがあったからこそなおさらですね、地元理解、合意形成、これが大変な困難な案件でございました。議員も村によろしくというお話は再度頂きますが、やはり何といたっても地元の皆様がやろうと、一部分再開でもやろうじゃないかと言っていただけのような空気、そしてこの醸成が実現できなければ、村が強制的にやれるものではありません。その辺りを十分御理解頂いてと思いますので、引き続きの地元形成、やはり我々も動きますが、やはり地元の議員さん方から、も御協力を頂きたいということで、お互いで頑張ってみましょうということで、よろしくお願い申し上げます。

○議長 山室昭憲 以上で、6番坂田正也議員の質問を終わります。

-----○-----

○議長 山室昭憲 5番、岡智則議員の質問を許可します。岡議員。

○5番 岡智則 5番岡です。山室議長の許可を頂きましたので、6月定例会一般質問を行います。今回は、3月に、村内27か所で実施された野焼きについて質問いたします。

広報南阿蘇5月号に、野焼きで守る阿蘇の草原と題し、4ページの特集記事が掲載されました。重要な情報発信ツールとして、村の重要な広報誌として、新たにリニューアルされ、村の話題・課題を取上げ、クローズアップした記事内容について評価いたします。記事にもありましたが、野焼きの存続再開に当たっては、村民の皆様、ボランティアの御協力、そして村長をはじめ、行政の強いリーダーシップがあったおかげであると考えております。

しかし3月1日に実施された久石地区野焼きにおいて、地元参加者が作業中やけどを負いドクターヘリで病院へ搬送、重症で現在も入院中であります。地元区長役員、地区住民は、負傷者の早い、全快を祈っておりますとともに、来年以降の野焼きの安全性確保、実施を心配しています。村長にも大変御心配をおかけしております。本人の当日の服装、安全作業のための火つけ役等の役割分担が守れなかったことと、前日までの天候、当日の気象の変化等が事故原因と考えられます。そこで私は、関係者全員で今回浮き彫りとなった問題、課題解決が必要と考え、事故発生後、地元役員、同じ地区の古澤議員、久石地区の河内議員と意見交換を行ってきました。結果、4項目を質問いたします。

1番目、野焼き事故の場合、大やけど等、大ケガが予想されます。3月合同常任委員会でもお聞きしましたが、村で加入されている野焼き時の傷害保険の補償内容は十分とお考えか。

2 番目、火災等、被災者に対し、村の見舞い制度がありますが、見舞い制度の改正は必要ではないのかお聞きします。

3 番目、事故防止のため野焼き当日の朝、作業参加者の服装チェック、火付け役等、役割分担の徹底、作業内容確認、ボランティアとの連絡調整等、作業地区全体の体制の整備が重要です。そのため、村で事故防止マニュアルの作成とその徹底が必要と考えますが、お考えをお聞きいたします。

最後 4 番目、先ほど申し上げた村広報 5 月号、特集記事の最後に、村はこれからも村民の皆様とともにこの美しい自然と貴重な文化を次世代へ引き継ぐための挑戦を続けていきますという文言で、4 ページの記事を結ばれています。この挑戦という言葉は、野焼きの重要性、野焼きで阿蘇の草原を守っていくんだという、太田村長の強い気持ちの表現だと私は捉えています。最後に、野焼き継続、存続のため、具体的対策内容など、村長の意気込み、お考えを伺います。以上です。

○議長 山室昭憲 太田村長。

○村長 太田吉浩 5 番、岡智則議員の御質問にお答えをいたします。今年 3 月実施されました、久石地区の野焼きで、地元参加者が、全身やけどに遭われるという重大な事故が発生しました。負傷された御本人と御家族に多大な御苦痛と、御迷惑をおかけしましてしておりますことを、火入れ責任者として、深くおわび申し上げます。負傷されました方のお怪我が 1 日も早く回復されますよう、心からお祈りを申し上げます。村としましても、来年度以降も野焼きが継続できるよう、地元や関係機関と連携し、安全第一の環境整備に引き続き努めてまいります。

まず、質問の要旨 1 についてです。現在、村が野焼きに関して加入している保険は、賠償責任保険となっており、村民が参加する野焼き活動における自治体活動保険で、3 月の事故は、この賠償責任活動保険が適用されております。主な補償内容は、賠償責任として最大 2 億円、特約として、死亡、遺障害が最大 1,000 万円、入院 1 日 5,000 円。通院は 1 日 3,000 円となっており、こちらの入院通院は怪我から最大 180 日までの補償となります。なお手術代は保険対象外となります。私もこの内容を確認したところ、やはり今のこの時代、この内容で不十分ではなかろうかというようなことで、加入の見直しを担当課に指示をしたところであります。しかし、加入している保険の見直しを検討したところ、補償の限度額を上げることは難しく、現状維持の内容での更新との回答でありました。現在ほかの保険会社等の対応はできないかというようなことで、引き続き調査をしておるところですが、やはり保険会社としては、人間が故意に原野に火を入れる。野焼きは、やはり火事、事故のリスクが高いということで、保険会社も敬遠をされているのが現実でございます。

そういった中でも1社、身体、財産の限度額や入院費通院費など、現在の金額よりも、条件のいい保険会社がありました。その1社の条件としては、当日参加者の事前の名簿提出等の条件が付されております。そういった条件のハードルが上がった内容も、地元の皆様から御理解を頂けるのかどうかというようなところで、今、慎重に審査をしているところでございます。現状のままでいくのか、もう1社、保険の重視したところに変えても、その分、地元の皆様に名簿の提出等の負担が増えるというようなところで今、悩んでいるところでございます。

次に質問要旨2です。村には災害見舞金等支給条例がありますが、その内容は、暴風、豪雨、洪水、地震、その他異常な自然現象、または火災となっており、野焼きに対するものは存在しておりませんでした。今回は、私の政治判断で、この条例に照らして、怪我をされた方に見舞金を村として支給をしました。が、今後は、野焼きの円滑な推進をしていく上でも、万が一に備え、野焼き事故に対する見舞金支給条例制定が必要だと痛感しております。他の自治体の条例等も参考にしながら、今年度中の制定、来年の春にきちっと条例整備ができるよう、今年度中の制定を目指してまいります。

次に、要旨3です。野焼きはあくまでも地元活動であるものの、行政として可能な限り支援を行っております。これまでも野焼き、実施マニュアルを作成し、区長会での説明、及び実施に向けた注意喚起を行っているところです。村有地における火入れは、私が火入れ責任者になっておりますが、野焼き当日は再度、区長や牧野組合長等の現場責任者による火入れ手順の確認や役割分担の明確化、燃えにくい素材の作業服であるかどうか等の確認も、徹底していただきたい。そして、万が一指示に従わない方は、参加を控えていただく等の判断を現場で行っていただきたいと考えております。こうした万全の体制であったにもかかわらず、不幸にも事故が発生した場合は、私が責任をとりますが、やはり未然に防ぐためにも、今後もマニュアル等の周知徹底、現場での周知徹底及び安全管理を現場にはお願いを申し上げたいと考えております。

次に、要旨の4番です。野焼き採草放牧を行うことで、約1000年もの間、草原は守られてる一方、担い手不足や高齢化が深刻な問題となりつつあります。村では、昨年度より原野火入れ助成金の定額単価を引上げ、一定以上の時間を要する場合は、加算措置も設けました。また全国各地での大規模な林野火災などを踏まえた、火入れ条例の一部改正により、林野火災注意報が発令された場合は火入れを中止にし、より安全な実施に向けて取り組んでいるところです。一方、ハード面では、県の補助事業を活用した作業道整備や、恒久防火帯整備に取り組んでおります。今後も、ハード、ソフト、法整備の三つの観点から、参加者や地元の負担軽減対策を図りながら、火入れ責任者として、安全第一で、

火入れが実施できるよう環境整備に取り組んでまいります。以上で岡議員の質問の答弁とさせていただきます。

○議長 山室昭憲 岡議員。

○5番 岡智則 5番岡です。村長から、火入れ責任者の立場として、村の長として答弁を頂きました。まず質問1と2の事故を受け、今、傷害保険の補償内容を検討頂いているということ、そして、野焼き事故に対する、見舞金支給条例について制定を検討頂いているというお答え。事故は起きてはいけませんが、事故が発生した場合、大やけど等、重症になる可能性が多いと思います。野焼き継続、存続に向けて前向きな答弁を頂きました。

3番目の質問には、今回の事故の教訓からも、村長の答弁のとおり、事故防止のため、野焼き当日の朝、事故防止マニュアルの周知徹底を図ること、燃えにくい難燃性素材の作業服であるかのチェックが大事だと思います。これは、村の協力を頂きながら、地元の役割、責任として再認識し、区長さんをはじめ、地元役員と行動していかねばと考えました。

最後4番目、野焼き存続のため、草原、美しい資源と貴重な文化を次世代へ引き継ぐために、ソフト面ハード面から、太田村長の強い気持ち意気込みを伺いました。村は先日、熊本県自治体初のネイチャーポジティブを宣言しました。今、坂田議員も質問されましたが、野焼き継続には、地区ごとに多くの課題はありますが、野焼き、草原を守っていくことは、ネイチャーポジティブと非常に関係していると私は思っています。南阿蘇村の草原の価値を、見える化するという、こういう講演も先月末にありましたが、是非多くの村民に、ネイチャーポジティブを理解していただくことも重要だと思います。

最後に、ネイチャーポジティブとの関連性について、村長のお考えをお聞きたいします。

○議長 山室昭憲 村長。

○村長 太田吉浩 はい。今回の事故を受けて、しっかりと村民の皆様が、ただでさえ、人口減少高齢化で、担い手不足等の地域の中で、それでも続けていこうと頑張っていたいただいているにも関わらず、このような不幸な事故が起きた、万が一、そういったことが起きたときにもしっかりと対応できるような、体制を整えていかなきゃならないというようなことで、これからしっかりと、火入れ責任者として取り組んでまいることを改めてお誓いを申し上げます。

そして、ネイチャーポジティブの関係性というようなことで、まだまだネイチャーポジティブという言葉、これから、来月7月には、サミットが熊本市内でも開かれますが、まだまだ耳慣れない言葉であるというふうに思います。日本語では自然、再興、再び超すというようなことで、開発によって生物多様性がだんだん失われてきている、それを2030年に向けて、逆に上昇していこ

うという世界的な目標であります。

本村は、この美しい景観や水、そして、草原、こういったものを維持していくためにも、やはり私は、経済の循環が根底になれば、担い手は育たないというふうに思っております。その中で、価値観対立の保全か開発かではなくて、しっかりと今までの農業や草原の価値を見える化して、ここには、先端技術のビッグデータ等を導入しながら、これまで例えば冬場の冬季湛水がどういう効果を組んでいたのか、草原がどういう効果を組んでるのかっていうのをしっかりと可視化する、見える化することで、村民、自分たちがやってることを、伝統だからといって続けている方々にも、その価値、効果を知っていただきたいし、またそれを応援する企業や、またそういう方たちの共感も得たいというようなことで、今回、ネイチャーポジティブを宣言させていただきました。しっかりと価値観対立ではなくて、データで効果を見える化し、その効果と守るところと、また経済活動する場所をしっかりと、見える化していく、区別していくというところを目的としております。そういった意味で、まだまだ県内初でございますので、手探りでございますが、その中の一つ、やはりこの草原をどう維持していくか。これは、全国第6位の草原面積を誇る南阿蘇村が、やはり先頭切ってやらなきゃならないという思いで、今回宣言させていただきました。手探りでありますが、少しずつ皆様にも理解をしていただき、見える化し共感を生むそういった好循環につなげられるよう、しっかりと先頭を走ってまいりたいと思います。以上です。

○議長 山室昭憲 以上で5番、岡智則議員の質問を終わります。

-----○-----

○議長 山室昭憲 これで午前中の質疑を終わりたいと思います。午後1時から再開をいたします。

-----○-----

午前11時48分 休憩

午後13時00分 再開

-----○-----

○議長 山室昭憲 午前中に引き続き再開いたします。1番丸野隆大議員の質問を許可します。丸野議員。

○1番 丸野隆大 1番丸野です。議長の許可を頂きましたので、一般質問をさせていただきます。2問ございますので、議長、一問一答方式の許可をお願いいたします。

○議長 山室昭憲 許可します。

○1番 丸野隆大 ありがとうございます。それでは1問目、役場業務のAI活用と今後の展望についてです。生成AIを初めとするAI活用は、自治体業務

においても重要な論点となっております。日本の自治体のA I利用率、導入率に関しては、総務省の2024年末時点の調査が最新の様です。1年半前の調査によると、大規模自治体では実装段階、小規模自治体では検討未導入が多かったという状況でした。しかし、この一、二年のA I技術の革新は目覚ましく本村の行財政改革計画においても、D X推進、つまり、デジタル技術やデータを活用して働き方そのものを大きく変えることが掲げられ、その中でA I、つまり人工知能の導入についても触れられていました。限られた職員数の中で、行政サービスの質を維持、向上させるための基盤として、このA Iをどのように活用していくのか伺うため、一般質問をさせていただきます。

行財政改革計画でも示してあるD Xの目的及びそれに伴うA I活用について、改めて御説明頂いた上で、次の2点の質問に御回答ください。

1点目が、A I活用の現状についてです。個人業務課や係単位の業務庁内共通業務でどの程度A Iを活用しているのか。また、そのA I活用のルールやガイドラインは整備されているのかという現状を伺います。例えば、個人業務ですと、文書の作成や要約など、課や係単位の業務では、村民問合せの分類や回答例の整理、会議録の要約など、そして、庁内共通業務では、庁内に蓄積、蓄積した情報の検索などがあるかと思います。

2点目に、1点目の現状を踏まえた上での今後の展望についてです。どのようなA Iをいつ頃からどのように活用していくお考えなのか。想定している活用事例や導入時期があれば、できるだけ直近の展望を具体的にお聞かせください。以上です。

○議長 山室昭憲 太田村長。

○村長 太田吉浩 1番丸野隆大議員の質問にお答えをいたします。D X推進の根本的な目的は、職員の業務効率化及び生産性の向上を図ることにより、限られた職員数においても、創造的且つ政策的な業務にかかる時間を増大させることにあります。これにより、村民の皆様への質の高い行政サービスの提供につながるものと考えております。その実現手段として、本村におきましても、デジタル技術の活用、特にA Iの導入を検討しているところです。中でも生成A Iは、文章や資料の自動生成及び要約、高度なデータ分析に基づく課題の解決策提案など、多岐にわたる応用分野を持ち、D Xの推進を加速させる重要なツールの一つと考えております。A I活用及びD X推進により、行財政改革を進めることで、公共サービスの維持強化、地域経済の活性化、そして利用者視点でのサービス提供を実現し、持続可能で魅力的な村づくりにつなげてまいります。

A I活用の現状ですが、現在、職員が行っている文章や資料の作成及び、整理、分析などは、従来の手仕事を中心となっており、生成A Iを活用した文書

作成支援や、要約機能はまだ本格的な導入に至っていないのが、現状であります。このため、議事録や公文書説明資料等の作成など、行政事務に特化した複数の生成A Iを導入し、職員個人による試験的な活用を段階的に進めると共に、その有用性について実証実験を行い、本格運用に向けてシステムの選考を行っております。またA Iの導入事例といたしまして、書類の自動読み込み、及び、データ化を行うAI-OCRを昨年度に導入し、本年度より本格運用を開始いたしました。これにより、申請書類や帳票アンケートなど、定期的な処理量が多い業務について、職員の事務作業時間を大幅に削減する効果が期待できます。生成A Iに係るルールやガイドラインにつきましては、本村が制定しております。情報セキュリティポリシーに基づき、南阿蘇村生成A I利用ガイドラインを作成し、職員の生成A Iに対し際しての注意事項とルールを定めております。現在の試験運用においても、このガイドラインにより、職務に利用できる生成A Iの種別を学習内容がネット上に漏れないものに限定をしています。また、入力内容を制限することにより、生成A I利用時の個人情報や、機密内容の保護を行っております。

A I活用の今後の展望につきましては、各課のD X担当で構成されたD X推進部会にて、導入の是非及び必要性、費用対効果などの検討を行うとともに、試験運用の結果等を踏まえ、来年度からの方向性を決定する予定でございます。生成A I活用業務は、現在、文章や資料作成、地域課題の解決などを想定しています。職員の技能研修は、今年度、令和8年3月に、地域活性化に関する包括連携協定を締結した、村内のイデアITカレッジ阿蘇による、職員対象のA I利活用セミナーを計画しております。そのほかにもD X推進部会を中心に、庁内研修を実施するなど、職員の積極的な活用を促してまいります。職員に浸透していくことで、ルールに反しないものであれば、職員のアイデア次第で活用の幅が拡大していくものと考えております。

本格的なD X化には予算や運用面での課題も伴いますが、業務効率化により、生産性向上や職員のスキルアップ、また自身のプライベート時間の確保など、働き方改革にも寄与し、ひいては地域活動への参加などにつながればと期待しております。今後も引き続き、職員の生産性向上がひいては村民の皆様へのサービス向上につながるよう、行財政改革の柱として、サービスに向上につながるよう、D XやA Iの活用を、行財政改革の柱として、スピード感を持って検討、構築してまいります。以上で答弁を終わります。

○議長 山室昭憲 丸野議員。

○1番 丸野隆大 1番丸野です。御回答ありがとうございました。村の行財政改革計画にも明記されておりますD Xの目的について、私も大いに同意いたします。職員の削減ではなく、今以上に村民の皆様へ質の高い、寄り添った対

応をしていただくために、今後もこの目的に沿ったDX及び、AIの活用を推進していただきたいと考えております。そして、本年度より本格運用開始となったという書類読み込みのAIの活用は大きく期待します。というのも、AIを活用するには、資料をただデータにすればいいわけではなく、AIが読み取れるデータにするということが重要です。今年度より、この本格運用開始となったAIが、その点を効率的に行ってくれば、庁内に大量に蓄積された情報、例えば、過去の決裁文書であったり、要綱、国や県からの通知、部所異動時の引継ぎなど重要だけでも、細々とした情報のAI検索にも大きな貢献をしてくれるのではないかと思います。

ただ、このAI活用の是非には議論も起きておりますので、村民の皆様に安心していただいた上で、自治体業務にAIを導入していくための考えも伺いたく思います。AI活用には、先ほど太田村長もおっしゃられましたけれども、情報漏えい、誤った情報の拡散、著作権等の権利侵害という3大リスクのほか、環境負荷やAIに相談したことで、相談者本人も想定しない事態に発展したという事例も、ここ直近でも起きております。今後本村が自治体業務にAIを活用していくとなると、ミスが生じた際の責任の所在がどうなるのか。職員の判断能力低下につながらないかなど、不信感や不安感を持たれる村民の方も出てくるのではないかと懸念も感じます。先ほどの答弁で、情報セキュリティポリシーであったり、AIの利活用セミナーにふれられました。既に職員個人による試験的な活用を段階的に進めていらっしゃるのですが、村民の皆様安心していただいた上で、自治体業務に今後AIを活用していくための対策や、村民及び議会が安心するための言葉をお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長 山室昭憲 村長。

○村長 太田吉浩 はい。丸野議員の御質問にお答えをいたします。私もこういったDXやAIの活用というのは、職員の数を減らすということではなくて、やっぱり職員一人一人の生産性の向上、成長を期待する、またそのツールとして活用してもらいたいという思いでございます。本村も、高齢化率が、45%近くになってきております。やはり自助共助公助の真ん中の共助の部分が、なかなか高齢化に伴いまして、機能しない、難しくなっている現状の中で、やはり公助に頼られるケースが増えてきているのが現状であります。とはいえ職員数を大幅に増やすことも難しいというようなことで、できるだけ職員が村民の皆様と向き合う、そういった時間に、資するためにですね、デスクワーク等の効率化というものに、こういったAI、DXを活用してもらいたいという考えでございます。議員御懸念のように、情報漏えい等のリスクも考えられます。また、AIに任せることで、本来人間が考えるべきこと判断すべ

きことも、任せてしまうというようなことがあってはなりません。やはりしっかりと、最後は人間の判断や確認が不可欠であります。こういったことをしっかりと、どこまでがA Iに頼る部分、それから先は、本人人間が考える部分というようなところをしっかりと線引きして、またそういったスキルアップの研修なども同時に行いながら、村民の皆様には安心をして頂くということを、しっかりと万全の対策を整えてまいりたいと考えております。以上です。

○議長 山室昭憲 丸野議員。

○1番 丸野隆大 1番丸野です。御回答ありがとうございました。今、太田村長おっしゃられたようにA Iはあくまで仕事の補助として活用していただいて、判断や実行は人が責任を持って行う、むしろAIを成長につなげていくとおっしゃられました。そちらを大事にしていきたいと思います。昨年までは一つずつ指示をしてA Iが応答作成する生成A Iが特に注目をされておりました。今年に入ってから、A Iが業務手順を分解し、複数作業を半自動で進めるエージェント型A Iも注目をされています。この導入のハードルは生成A Iもエージェント型A Iもそれぞれあって、特にこのエージェント型A Iは、先ほど太田村長おっしゃられたようにどこまでAIに権限を持たせるのかであったり、また庁内のシステムの連携、誤った処理をした際の責任の所在などより高いハードルがあります。

しかし事務的、定型的で件数の多い作業などから徐々に広げていくことで、職員の皆さんの大きな負担軽減につながると期待できます。繰り返しになりますが、事務作業から解放された職員の皆さんが、村民に今以上に質の高い行政サービスを提供するという目的のために、A I活用とその手前でもある資料のデータ化、電子決裁の推進などに取り組んで頂きたいと思います。以上で1問目の質問を終わります。

○議長 山室昭憲 丸野委員。

○1番 丸野隆大 はい。1番丸野です。議長の許可を頂きましたので、2問目の一般質問をさせていただきます。2問目は、いきいき入浴補助券の制度変更による効果についてです。村民の健康づくり及び介護予防並びに村民同士の交流促進を目的としたいきいき入浴補助金については、昨年度の合同常任委員会等でも、利用状況や対象範囲について、複数の議員から質疑、意見が出されており、議会としても関心の高いテーマであると受け止めています。その後、今年度より対象者を拡大し、交付枚数は減少したものの、その分割引額を拡大していただいたことで、村内温泉施設の営業再開の効果もあって、より利用しやすくなった認識です。

そこで、次の2点の質問にお答えください。1点目が、昨年同時期と比べて、申請者数及び申請率、実際に利用された方の数及びその利用率がどのように変

化したかを伺います。

2点目が、制度変更に伴う課題点。例えば今回対象拡大された65歳から69歳の方々への周知は十分に行われていたのかどうかや、申請者や温泉事業者からの御意見など、現時点でもしも課題を認識していらっしゃるならば、そちらを伺います。以上です。

○議長 山室昭憲 村長。

○村長 太田吉浩 丸野議員の御質問にお答えいたします。まず回答する前に、議員におかれましては、本事業の制度改正の趣旨に、御理解を頂きまして、誠にまた温かい御評価も頂き誠にありがとうございます。本事業は、コロナ禍の影響により、高齢者の外出機会が減少したことを受け、温泉利用を通じて、外出機会の創出や閉じこもり予防、高齢者の健康増進、介護予防、そして村民同士の交流促進を目的として、令和6年度より実施しております。このような中、交付率が20％程度に、近年とどまっていたことや、利用率が十分とは言えない状況であったことから、より多くの皆様に村内の温泉施設を御活用頂きたいという思いから、本年度より大幅な制度の見直しを行いました。具体的には、議員も触れていただきましたが対象年齢を従来の70歳以上から、前期高齢者である65歳以上へと拡大し、より幅広い世代の皆様に利用の機会を提供しております。また1回当たりの割引額を従来の200円から300円と上げたことで、利用時の経済的負担をより一層軽減することができました。なお、交付枚数は、対象年齢の拡大により、利用者増加に対応し、持続可能な制度として皆様に長く御利用頂きたいという考えから、90枚から60枚へと変更しております。

次に本年度の利用状況でございます。昨年度は、年度途中の7月に開始しており、9か月間で申請者数は770名、申請率は21％でございましたが、本年度は4月に開始し、5月末時点で70歳以上の方が997人、65歳から69歳を加えると1,221名の方から申請を頂いております。申請率も27％に達しました。事業開始時期が異なるため単純比較はできないものの、短期間でありながら、昨年度の最終申請率を既に上回る推移となっております。また、実際の利用状況につきましても、昨年度の月平均利用者数が2,767人であったのに対し、本年度4月は、3,653人の者方々に御利用頂いており、利用者数も増加傾向にございます。

さらに、議員御質問の制度改正に伴う課題についてでございます。まず、今回新たに対象となりました65歳から69歳までの皆様には、広報紙やホームページを通じて周知を行ってまいりました。申請受付開始直後から、多くの反響を頂き、昨年度を上回る温泉券の在庫不足が発生し、一時的に受付業務を中止するほどの状況となったことから、一定程度周知を図られているものと認識

をしております。

また制度改正に伴い、利用者の皆様からは割引額が引上げられ、利用しやすくなった。65歳から利用できるようになって、ありがたいといった喜びの声を窓口に頂いております。現時点では、否定的な御意見は特段私の耳にも入っておらず、おおむね好意的な受け止めを頂いているものと認識をしております。

このように申請者数のみならず、実際に温泉施設を利用される方の数も、増加しております。今回の制度改正が、高齢者の皆様の外出機会の創出、ひいては健康づくりや交流促進といった当初の目的を果たす上で着実な効果を発揮しているものと考えております。今後村内に新たにオープンする温泉施設につきましても、日帰り入浴の受入れなど施設側と協議を行い、村民の皆様が円滑に利用できるよう準備を進めてまいります。引き続き、本事業を通じて、高齢者の皆様の健康維持と、地域交流のさらなる促進に努めてまいります。以上で答弁を終わります。

○議長 山室昭憲 丸野議員。

○1番 丸野隆大 1番丸野です。御回答ありがとうございました。制度変更に大きな効果があったようで、何よりと思っております。実際に私も村民の方のお喜びの声は複数耳にしております。ここで1点私が課題に思っていることがあります。それは、移動手段がなければ利用につながっていないのではないかという点です。この話は、村のインフラ整備であったりさまざまな制度、政策も長く大きく関わってきますのでここで、深掘りはしませんが1点、このいきいき入浴補助制度に関して御検討頂きたいことがございます。

それは、いきいき入浴補助券で対象者本人だけでなく、送迎者も一部対象にできないかということです。例えば、温泉で対象者は入浴補助券を1枚使う、そこで入浴補助券をもう1枚出すことで、対象者を送迎した運転主1名だけは、同じように割引を受けられるというのはいかがでしょうか。温泉に行きたいけれども自分では運転できない、家族に送ってもらうのは申し訳ない。こういった方にも利用しやすくなると考えられ、申請率も利用率も向上するのではないかと考えております。制度の目的の一つに、村民同士の交流促進がありますが、家族の交流促進にも効果的ではないでしょうか。是非今後御検討頂ければ幸いです。

最後に、自治体の補助制度を大きく見直すことは、予算面での調整に加え、その変更が本当に村民の皆様には喜ばれるのか、時には御意見を受けることもあるのではないかなど、職員の皆様にとっても大きな不安や御苦労があるものと思います。私自身まだ若輩の身で学ばせていただく立場ではありますが、村民のためを思っている制度の見直しや改善については、たとえ試行錯誤が伴うものであっても、前向きに応援してまいりたいと考えております。今回のこ

の補助制度変更のように、よりよい制度づくりに励んで頂くことを期待して、この一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 山室昭憲 村長。

○村長 太田吉浩 はい。すみません、御質問終えられましたが、いい御提案頂きましたので、私の今の思いを率直に述べさせていただきます。今、丸野議員からも、やはり外に出られる方、自分で移動できる方はいいけど、やはりそういったのが、行けない方、不便な方への手段を、サービスをどうするのかというようなお話だったと思います。後ほど山本議員の買物支援の話にもつながりますがこの移動手段というのがこの村の大きな今課題であります。ここを何とか改善したいということで、乗合タクシーの見直しであるとか、そういったこともこれから始めてまいります。そういった中で今、議員から御提案頂きました。家族の送迎車の方にも、温泉入浴の支援ができないかと。これを65歳以下の方にも使えないかという御提案だと思います。この件はとてもいいアイデアだと思いますので、是非前向きに担当課ともを協議を始めたいと思います。

そして最後この制度に関しまして、今回のこのいきいき入浴券の制度は、前村長時代からの制度であります。村長が変わりましたから、制度を廃止してもいい案件でありましたが、私としては、やはり村民の皆様がこの村内の温泉をしっかり活用をしていただき、健康増進につなげていただきたいと、この目的は一緒でありました。ですから、手段を変えることで、さらに利用促進につなげたいということで、今年度、いろいろ御心配も頂きましたが、制度変更させていただきました。こういったように、既存の制度もしっかりと見直すことで、本来の目的を達成するというようなこと、十分可能性ございます。何もかにも廃止ではなくて、しっかりと必要性や目的を見つめ直して、そして利用者の皆様の利便性に寄与するよう、これからも柔軟に対応してまいりたいと思います。是非、引き続き議員からも、若い発想でいろいろな御提案を頂きたいと思います。どうぞよろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長 山室昭憲 以上で、1番、丸野隆大議員の質問を終わります。

-----○-----

○議長 山室昭憲 4番、古澤博之議員の質問を許可します。古澤議員。

○4番 古澤博之 4番古澤です。議長の許可を頂きましたので、質問をしたいと思います。簡潔に行いたいと思います。どうぞ最後までよろしくお願いいたします。今回は、私は住民の皆様の安全な生活を守るという観点から、交通渋滞の対策と、既存施設を生かした新たな交通移動手段の構築について、村の見解を問うとともに、提案をさせていただきたいと思います。

熊本地震から10年という節目を迎え、新阿蘇大橋の開通、南阿蘇鉄道の全

線開通、J R 豊肥本線への乗り入れなど、歴史的なインフラ復興を成し遂げてきました。そして、国内外から多くの観光客が本村を訪れるようになり、地域経済の活性化という意味では大きな恩恵を受けております。しかし、行楽シーズンの週末や大型連休における主要幹線道路の渋滞は慢性化しており、観光客への満足度を低下させる原因となっています。それと同時に、深刻なのは、住民の日常生活の移動にも支障を来しているという点です。数年後には、T S M C 第2工場が稼働する予定でもありますし、熊本空港は、新空港ターミナル部門で、世界一のお墨つきを得たというニュースも、今後の観光客増に、拍車をかけることになるかと思われます。公共交通機関を利用くださるのが1番ですが、マイカー、レンタカーでの流入となれば、今すぐにでも手を打たないと道路網が麻痺し、本村自体を迂回されてしまうという強い危機感を持っております。それを踏まえ、以下の3点を質問したいと思います。

一つ、以前からの慢性的な渋滞である国道57号線、主に立野交差点や新阿蘇大橋周辺、国道325号線から県道村道への各交差点周辺、道の駅あそ望の郷久木野周辺における渋滞緩和に向けて、国、県への関係機関に村からの働きかけ等が行われているのか。

二つ目に、幹線道路の渋滞を回避するために、現在のナビアプリ等は、少しでも早いルートとして、村の狭い生活道路や村道、通学路を抜け道として案内します。土地勘のない観光車両などが次々とスピードを落とさずに走り抜けていく現状に対し、地域住民からは不安の声が多数寄せられています。渋滞箇所周辺からの車両進入規制の立て看板等の設置が急務ですが、村の対策をお伺いします。

三つ目、ここからは提案になります。渋滞に関しての道路の整備には限界があることを見据え、南阿蘇鉄道やバス等の公共交通機関への利用転換を促すいわゆるパークアンドライドの整備やシャトルバスの導入について、検討する時期に来ているのではないかと思います。新たな用地買収や大規模な予算をかけずに、即実行可能な2大拠点の活用を提案いたします。

一つ目は、一心行公園の駐車場の活用です。現在、桜まつりが休止中であることから、ふだんは、パークゴルフの利用者などの限定的な稼働にとどまっております、遊休化している状態です。位置的にも、南阿蘇鉄道の中松駅までは近いこともあり、それに乗車していただくか、あるいはここを拠点に、主要観光地までをピストン運行するハブ拠点としての役割を持ってもらうという案です。

もう一つが、県の施設であります、アスペクタの駐車場活用です。1,000台を超える収容力を誇るこの施設に、俵山方面から流入する観光目的の車両を誘導し、こちらも一つ目と同様にハブ拠点としての役割役割を担ってもらう案です。シャトルバス等での観光地周遊を実現するために、この県の施設であ

りますアスペクタの駐車場を南阿蘇村の渋滞対策に開放していただくという強力な大義名分を掲げ、県に対して積極的に交渉働きかけを行ってみてはどうかと考えます。ハード面の道路の整備も必要ですが、既存施設を生かしたパークアンドライドというソフト対策を充実させ、少しでも長く本村に滞在していただけるように、今すぐにでも取りかかっていたらいいということを期待しております。

先ほど河内議員の質問にもありましたように、山上の有効活用の件について村長の答弁にもありましたように、山上からバスなどによりなどによるシャトル運行、そういった提案もございました。まさにそれをこの平地でも行っていたらいい、そういう案であります。この提案を組んで頂きますようお願いいたしますし、質問を終わりたいと思いますよろしくお願いします。

○議長 山室昭憲 村長。

○村長 太田吉浩 4番、古澤博之議員の御質問にお答えいたします。まず、観光事業に伴う交通渋滞の解消と安全な道路環境の整備についてお答えいたします。まず、国・県への働きかけと進捗状況などについてですが、議員御指摘のとおり、近年、本村に国内外から多くの観光客にお越し頂いており、観光振興や地域経済の活性化という面では大変喜ばしい状況です。一方で、観光シーズンや休日を中心に、主要観光地周辺や幹線道路において交通渋滞が発生し、地域住民の日常生活や観光客の周遊環境に影響を及ぼしていることは重大な課題であると認識をしております。本村といたしましても今後も引き続き、観光需要や増加に伴う交通混雑が地域に及ぼしている現状や課題について、国や県と情報共有するとともに、ソフト対策を含めた渋滞の緩和に向けて、対策を検討してまいります。以前、新村交差点の土日祝日の古澤議員のお店のところから上がって行って、高森線に出るところの交差点、あそこの右折が、やはり、グリーンロードからのバイクも来るというようなことで、大変あそこが渋滞するという御指摘を頂きました。その後県警との協議を重ねまして、週末だけ、右車線を、平日よりも少し時間を延ばすという改善をしていただいたことで、随分交差点の渋滞の解消につながっていると感じておりますので、引き続きこういうことを、箇所箇所要望をしていきたいというふうに考えております。

次に、生活道路への進入車両対策と、通学路の安全確保についてです。渋滞を回避しようとする車両が生活道路に進入することで、本来静穏であるべき生活道路において、予期せぬ交通量増加や、速度超過が発生し、歩行者、特に子どもや高齢者の方の安全が脅かされる懸念があることは承知をしております。そこで本村では、生活道路への進入抑制を図るため、農耕車両優先などの標識盤の設置、通学路では、毎年時期を変えて細かく点検するなど、関係部署で必

要な対策を講じているところであります。引き続き、地域の皆様からの御意見も参考にしながら、安全対策に取り組んでまいります。

そして３点目、パークアンドライドやシャトルバスの導入についてですが、パークアンドライドの導入は、交通渋滞の緩和だけでなく、公共交通の利用促進、ひいては持続可能な観光振興と地域活性化につながる有効な手段の一つであると認識しておりますが、シャトルバスの導入につきましては、渋滞が慢性的なものではなく、晴天時や観光シーズンなど特定の期間に限定されていることに加え、車両の確保や運行経費、人員確保、新たな駐車場管理など、コスト面、管理運営面に課題があることから、現時点では、具体的な検討には至っておりませんが、去年の道の駅のあそ望の郷での夏祭りで、おかげさまで大変なごにぎわいで、近隣の皆様にも渋滞を引起して御迷惑をおかけしたということで、今年のはあそ望の郷でシャトルバスを計画しているという報告を受けております。そういった形で、スポットスポットで、そういった手法も活用できないかということを考えていというふうに思っております。

一方で渋滞緩和対策や、村内周遊促進の取組として、昨年度新たに南阿蘇鉄道の中松駅及び高森駅に南阿蘇観光局がレンタサイクルを設置いたしました。特に立野駅については、パークアンドライドの役割を担うものとして、期待をしているところでもあります。今後も南阿蘇鉄道を軸とし、それに接続するバスを初めとした２次交通の接続強化と、効率的な公共交通網によるより周遊ができるよう、関係機関や観光事業者、交通事業者等と連携しながら、交通渋滞の緩和に向けた取組を進めてまいります。そして繁忙期における交通誘導員の配置や、道の駅あそ望の郷、立野長陽大橋入り口に設置してライブカメラなど、デジタル技術を活用した混雑状況の可視化、さらには駐車場情報のリアルタイム発信の強化を行うとともに、公共交通の利用促進や観光周遊ルートの分散化など、交通集中を抑制する取組も引き続き進めてまいります。

本年度村内では民間事業者による温泉ホテルの開業をはじめ、今後も複数の宿泊施設の改装や新規開業が予定されております。こうした宿泊施設機能の充実により、滞在型周遊型観光の推進が一層図られ、観光消費額の拡大はもとより、観光客の分散による混雑緩和や、地域経済への波及効果など、本村観光のさらなる発展につながるものと期待しております。また、中長期的には、現在道の駅あそ望の郷に集中している観光客の分散化を図るため、阿蘇立野ダム周辺整備として、タテットや震災ミュージアム KIOKU への回遊を促進するとともに、今後、白川水源周辺の再整備など、新たな観光拠点整備につきましても検討をしております。

先ほど議員から御提案頂きました、一心行公園、の駐車場、そしてアスペクタの駐車場などの活用も検討させていただきたいと思っております。村といたしまし

でも、訪れやすく、安心して周遊できる観光地づくり並びに公共交通渋滞対策につきましても継続して力を入れて取り組んでまいります。以上で答弁を終わります。

○議長 山室昭憲 古澤議員。

○4番 古澤博之 村長。丁寧な答弁ありがとうございました。年間を通してというのは、当然閑散期ともありますんで、なかなか難しいとはもう重々承知しております。この時期が大体もう分かっていますので、大型連休だったり、何かイベントがあったりするときは必ずこういうのが予想されますので、そういったとき限定でもいいので、そういうのを、やって実証実験をやってみてはいかがかなと思っております。

春先に高森の桜道ですかね、桜があるところを見に行っただけですけども、そこをちょっと並んで、1,000円払って駐車場に止めました。そこにトラックですね置いてあって、当然歩いて行く人もいれば、それに乗るためだけに、かなり並んで、乗って、さくら道のほうに行って一周して帰ってくるというのをかなりお客さんも並んで、やってらっしゃったんですね。そういう限定的なときにはありかなと思いますので、そういう御検討のほうもよろしくお願いいたします。

特に、今丸野議員も質問ありましたように、AI、目まぐるしく発展します。そういう技術も、すぐ隣の隣接、地域に世界的に有名な、そういう半導体の製造工場もありますんで、そういう技術をもう先取りして、この村の豊かな自然とデジタル技術をですね、融合させてスマートビレッジみたいな感じで、そういうモデルの村としてもやっていけたらいいなと思っておりますんで、そういう提案をさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。質問終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長 山室昭憲 村長ありますか。

○村長 太田吉浩 すみません。また、先ほど丸野議員同様、古澤議員からもいい御提案頂きましたので、私の思いを伝えさせていただきます。私も、やはりこれからの時代、もう年々ですね、進化しているこのAIとか先端技術デジタル技術をしっかり村づくりにも応用していきたいと考えております。あわせてまして民間企業との活用、連携、こういった形で連携を柔軟にしていくことで、何もかにも村がやりますという時代はもう終わったと私は思っております。しっかりと民間の活力を引き出しながら、共に創る共創というものが必要だと思っておりますので、丸野議員同様、古澤議員からもいい御提案頂きましたので、また引き続き、役場の中でもしっかり検討させて実施をさせていただきたいと思います。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長 山室昭憲 以上で4番、古澤博之議員の質問を終わります。

-----○-----

○議長 山室昭憲 8番、山本涼子議員の質問を許可します。山本議員。

○3番 山本涼子 3番、山本涼子です。山室議長の許可を頂きましたので、質問させていただきます。村民の笑顔あふれる地域づくりのため、今回は、買物弱者への取組について質問させていただきます。太田村長は就任後、選挙戦の際に掲げられておりました七つの公約を早期に実現するために、五つのプロジェクトチームを発足されました。いわゆる南阿蘇村みらい会議ですが、第1回目は、村民59名もの方が集まり、私もその1人として参加しておりました。テーマごとに分かれたチームには、役場職員の方々も加わり、何度も集まり、時間をかけ吟味し、最後に、すばらしい提案がたくさん発表されました。

そこで、みらい会議を受け、南阿蘇村の最優先課題である。買物弱者への取組としての現在の進捗状況、また、今後の具体的な転換展開プランがあれば教えてください。

○議長 山室昭憲 太田村長。

○村長 太田吉浩 3番山本涼子議員の御質問にお答えいたします。買物弱者への支援は、本村における重要且つ喫緊の課題であると強く認識をしております。昨年度開催いたしましたみらい会議におきましても、参加者の皆様から多様な御提案を頂きましたことに改めて感謝を申し上げます。本村では、高齢化や地域商業の衰退、そして公共交通の利便性が十分ではないといった社会構造に伴い、日常生活における買物に不便を感じる方々、いわゆる買物弱者の増加が年々加速をしています。これは単なる買物の問題にとどまらず、住民生活の質の低下や社会的孤立にもつながる懸念があることを考えております。こうした状況を踏まえ、村ではこれまで、庁舎北側を中心とした小売店の誘致に取り組んでまいりました。また、みらい会議におきましても、小売店誘致に関するプロジェクト提案として、スーパー誘致や移動販売の充実などの御提案を頂いております。

スーパーの誘致につきましては、村といたしましても、複数の関係事業者にアプローチをし、協議を重ねてまいりました。しかしながら本村は、高森町と大津町の間位置し商圈が重複していることに加え、昨今の物価高騰や建設コストの上昇などの影響もあり、新規出店は難しいとの御意見を頂いているところであります。そのため、村が施設を整備し、テナント方式による事業者を誘致する手法も検討いたしましたが、初期投資や維持管理に係る財政負担に加え、継続的な営業体制の確保といった課題もあることから、引き続き慎重な検討が必要であると考えております。とはいえ、買物弱者対策は待ったなしであります。小売店の誘致は庁舎北側に限定することなく、今後も、企業との協議

を重ねながら、継続して取り組んでまいります。

また買物環境の改善は、スーパーを1店舗誘致するだけで解決できるものではなく、公共交通の充実や移動販売の活用、空き店舗の利活用なども含めた総合的な取組が必要であると考えております。そのため今後は村全体の買物環境の在り方について、総合的且つ持続可能性も考慮し、検討を進めてまいります。そうした中でみらい会議での提案を受け、買物弱者対策については、待ったなしの至急の対応が必要であるということから、食料品や日用品の販売、移動販売、宅配サービス等を行う事業者を支援することで、買物弱者対策につなげるとして、昨年12月に南阿蘇村小売り店等における買物支援対策事業を予算計上しました。議会からも御承認を頂き、新規事業として、創設、公募を行ったところであります。昨年度採択された2事業におかれましては、現在繰越し事業として取り組まれております。うち1事業者は、小売店を改装されると同時に、新規に宅配事業に取り組まれ、小売店は改装及び日用品等の品ぞろえの充実を図り、5月末に営業形態を拡充して、新装開店されております。宅配事業につきましては現在業務開始に向けて準備中と聞いております。

もう一方の事業者におかれましては、移動販売に取り組まれ、既に新たな車両の導入と取扱い商品の充実を図り、業務を開始されております。引き続き、民間事業者とも連携しながら、新規店舗開設や既存店舗改装、移動販売網の拡充、効率化について、必要に応じて補助制度の見直しも行うなど、柔軟に対応するとともに、商工会とも連携し、事業実施後のフォローアップや進捗の確認も行いながら、継続的な支援に努めてまいります。またこの事業につきましては本年度についても、新たな事業者に向け、公募を行うこととしております。

一方、先ほどもちょっと河内議員のところでの乗合タクシーのお話を申し上げましたが、利便性向上に向けた見直しが必要であると判断し、昨年度、九州運輸局へ実証運行事業の予算要望を行い、内示を頂きました。今回の6月補正により関連経費を計上させていただいております。実証実験につきましては、村内のコンビニや店舗、これまで乗降場所でなかった部分を加えるとともに、これまで要望の多かった高森町や大津町のスーパー、買物ができる場所への乗り入れを行えるよう、現在検討しております。目標では今年9月からの運行開始に向けて調整を進めております。平日は、高森町、大津町も乗り入れ、そして、先ほど申し上げた土日は、阿蘇山上への観光客向けの運行ということで実証実験を計画しております。

このようにスーパー誘致は、一定の時間を有することから、村民の暮らしを守ることを最優先に、当面の対応策として、店舗が立地する近隣自治体乗り入れについて実証を行うことと決めました。なお、運行に当たりましては、民業圧迫とならないよう、タクシー事業者、バス事業者及び鉄道事業者との事前協

議を行い、御理解を頂いた上で実施することとしております。さらに次年度はゆるっとバスの運行見直しも検討を進めることとしており、実証運行の実施に向けて、現在バス事業者との協議を行っております。今後も、住民の皆様、とりわけ免許返納後の高齢者の方々や、子どもたちが買物のみならず、通院や通学、日常生活において安心して移動できるよう、持続可能で利便性の高い地域公共交通網の再構築に向けて、継続して取り組んでまいります。

以上申し上げましたように、買物弱者対策は、三つの柱で現在考えております。一つ、小売り店誘致や、移動販売支援などによる、買物環境の確保に、二、公共交通の見直しによる移動手段の確保、三、あわせて社会福祉協議会や民間事業所とも連携しながら、地域全体で支え合える体制づくりの3本で進めてまいります。場合によっては今後、公設民営のスーパー系についても検討の一つと感じております。あらゆる可能性をテーブルに上げながら、多様な視点で総合的に取組、買物環境の確保に向け、取組を着実に進めてまいります。以上で答弁を終わります。

○議長 山室昭憲 山本議員。

○3番 山本涼子 ありがとうございます。みらい会議での提案発表を受け、既に個人で地域の買物弱者への支援を支援活動をされていた方が、このたび、買物支援事業者としての認定を受け、村から維持、持続可能な支援を受けられることとなったと知り、大変私もうれしく思っております。私自身も買物弱者への取組として、昨年4月に移動販売に関する提案書を村長に提出させていただいておりました。それだけに、実際に地域のために移動販売を手がけられている若い世代の方の存在を知ったときには、深く感動いたしました。なぜなら、彼女の活動は、単なる利益追求の事業ではなく、南阿蘇村の住民に対する利他精神に基づいたものだからです。

先日、その彼女から直接お話を伺う機会がありましたので、その貴重な現場の声を少し共有させていただきます。移動販売を始めた経緯は、南阿蘇村に帰郷されたタイミングで、地域の皆さんがよく利用していた商店が閉店したこと、また、以前住んでいた関東の地で移動販売の手伝いをした経験があったことから、地域のために自分がやるしかない、と決意し、御家族の支援を受け、スタートされたそうです。1人の御高齢の方から始まり、3年目を迎えた今では、各地から引っ張りだこの状態のようです。きてほしいと声をかけられながらも、時間が足りずに回れない地域もあり、そのことを大変心苦しく思われていました。そして、これまでの活動の中で、改めてこの事業の必要性を痛感したというエピソードを伺いました。紹介いたします。移動販売は、資料にありますように、1週間のスケジュールが決まっており、基本的には、一つの場所に週に1回巡回されています。ある真夏の時期、巡回先で電動カートに乗った男性が、

何か食わせてくれと来られたそうです。朝から何も食べていないとのことで、その場ですぐに「バナナ豆乳」を頬張られたとのこと。もしこの日に移動販売が来ていなければ、この男性はどうなっていたのだろうか、彼女の記憶に深く刻まれたようです。また、以前、長陽地区で発生した高齢者の孤独死の事案を聞いた際には、自分がその方と早くつながっていたならば、もしかしたら防げたのかもしれないと悔やまれたそうです。最近では、彼女の移動販売のうわさが広がり、ひとり暮らしの方の紹介が増えているとのことですが、今後はさらに加速していくと感じています。補助資料の年齢別人口調べを見ても明らかなように、やがて運転免許の自主返納を迎える世代は、南阿蘇村の人口の大きな割合を占めているからです。数年後を見据え、今から計画的に移動販売の充実を図ることが、最善策だと思います。たとえ将来どこかに大型スーパーができたとしても、移動手段がなければ買物には行けません。本当に困っている方はまだまだたくさんいらっしゃるはずと、彼女はおっしゃいました。3年近く地域を回り見て、住民の声を聞いてきたからこそ分かる切実な現状かと思います。

現在、南阿蘇村にはあそ望の郷以外にも食料品や日常用品を扱う小規模な商店が各地に点在しています。これら地域の商店と移動販売事業者が手を取り合い、さらに、区長会や民生委員、社会福祉協議会、そして役場の福祉課などが連携していく。そうして、移動販売に高齢者の見守り機能を組合せた南阿蘇村独自の福祉サービスとして確立できれば、誰もが年齢を重ねても住みなれた地域で安心して暮らし続けられる村が実現するのではないのでしょうか。よろしければ、太田村長の御意見を伺います。

○議長 山室昭憲 村長。

○村長 太田吉浩 はい。御提案、そして現状を教えていただきましてありがとうございます。買物弱者の方への支援ということで御提案を頂き、村といたしましても、これは本当喫緊の課題であると、やはりこの震災後、コロナもあり、やはり高齢化が一層、この村内、加速しているという実感をしております。先ほど答弁申し上げましたように、一つ、店をつくれば解決する問題がなくなっているというのが私の認識であります。ですから、全体的なこの公共交通の見直しを並行して行うということで今取り組んでるところでございます。あわせてまして議員御提案の移動販売というものも大変重要なツールの一つであるというふうに思っております。既存の店舗ができればいいが、なかなかそれが進まないということで今移動販売の皆様にもお力を借りしながら、地域の福祉も支えていただいているのが現状であります。村の社協などともですね、連携をしながら、このとにかく私も村長になって2件ほど孤独死が、残念ながら受けてしまいました。そういった早期発見というか、できるようなこともこういった移動販売の皆様や、社協の訪問活動なども、役立つと思います。しっかりと、

そういったことも、具体的なメニューとして村民の皆様にしっかり安心していただけるように、早期の構築を進めてまいりたいと思っております。久しぶりに山本議員と議論がかみ合わまして、大変うれしく思っております。御提案を頂きありがとうございます。

○議長 山室昭憲 山本議員。

○3番 山本涼子 ありがとうございます。私がこの南阿蘇村に移住してきて、やがて10年目を迎えようとしております。相変わらずここ南阿蘇村は、世界一すばらしい場所であると私は確信しております。しかし、先日同じ移住者の知人から、地元の方に、このようにしたことを言われたと聞きました。何でわざわざこんなところに来たのか。自分を出ていけるものなら出ていきたい。また、別の方からは、ここには、そのうち誰も住まなくなるなどと言われ、ショックを受けたと聞きました。なぜ、長年この地で暮らしていらっしゃる方々が自らの故郷に対して、そのような悲観的な思いを抱いてしまうのか不思議でしたが、しかし、その方の気持ちに寄り添い、考えてみると、そこにあるのは、不満ではなく、将来に対する切実な不安ではないか。年をとって動けなくなったら、ここで生きていけるのだろうかという将来への不安が影を落としているからこそ、目の前にあるすばらしい豊かさに目を向ける余裕を奪ってしまっているのではないかと感じました。

ここで一つお話を共有させてください。自然界にあるもので、衣食住を手作りするエコビレッジビルダーの第1人者として、世界中飛び回っている山王銀之助さんという方がいらっしゃいます。タイのチェンマーの奥地で開催された彼のワークショップの時の話ですが、世界11か国から有名芸能人や弁護士、医師などの大富豪、セレブたちがこぞって参加したそうです。なぜ膨大なお金を持つ彼らが参加するのか、銀之助さんは尋ねましたが、そのとき理由は聞けず、2週間をともに過ごす中で気を許したのか、彼らは口をそろえて、こういったそうです。

1番買いたくても買えないもの、それは安心だ。彼らは高い塀を建て有刺鉄線を張り、警備員やドーベルマンを飼って資産を守っているといいます。しかし、稼げば稼ぐほど、溜めれば溜めるほど、失う恐怖が生まれるそうです。そして、鉄格子の中で、怯えながら生きている。本来群で暮らすはずの人間がそんな暮らしに疲れはて、何があっても自給自足で生きていける自由と安心を学びに来たと言うのです。

この話が示しているのは、どれだけお金や物があっても、人は安心がなければ幸せにはなれないということです。今私たちが地域づくりにおいても、最も優先して考えなければならないこと、それこそが、この安心の構築ではないでしょうか。その具体的な第一歩が、まさに移動販売の拡充です。車がなくても、

免許証を返納しても、ひとり暮らしになっても、定期的に音楽を鳴らしながら、食料や生活必需品を乗せた車が近くの公園や公民館施設や、自宅の前まで来てくれる。これほど大きな安心はありません。利益追求ではなく、地域全体で支える移動販売は買物の場であると同時に、コミュニケーションの場となり、先ほど村長も言われたように安否確認、これを可能にし、そして孤独死を防ぐ地域ネットワークの強力な仕組みへと寄与すると考えます。

太田村長は、先月、持続可能な未来を見据えた、ネイチャーポジティブ宣言をされました。その宣言文は、自然と共生する南阿蘇村の未来を指し示す大変すばらしいものでした。南阿蘇村はよい意味で、過度な開発が進まず、豊かな自然と世界に誇る美しい景観、そしておいしい水がわき出るすばらしい地域です。このネイチャーポジティブの精神とともに、ここで暮らす村民、子どもからお年寄りまで誰もが安心して暮らせる地域づくりの基盤が確立されれば、日本国内のみならず、世界中から南阿蘇村を手本にしようと視察が押し寄せる時代が必ずやっていきます。大げさだという方もいるかもしれませんが、水が生まれる村、南阿蘇村にはそれだけのポテンシャルが間違いなく秘められております。豊かな自然環境を守ることと、そこに暮らす村民の安心な暮らしを確立すること。この両輪を、村長の強力なリーダーシップのもとで、一体の重要施策として実現した、していただけますようお願いを申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 山室昭憲 村長何かありますか、村長。

○村長 太田吉浩 山本議員ありがとうございました。村民の方の不安が不満になっているというふうなお話もありました。私も村長になりまして2年目になりました。議員を目指し、村長目指したのも、やはり私も21年前に、この村に孫として移住して帰ってまいりました。そのときに、やはり経験した外で見てた村と生活をしてみた村とのこの現実のギャップ、これを何とか埋めるのは政治じゃないかということでこの世界に飛び込みました。その思いは今でも変わっておりません。しっかりとこの村に生きる皆さんが自信と誇りをしっかりと取戻して、安心して、幸せに暮らしていただける村をつくりたい。この思いで、今、毎日、政治に取り組んでるわけでございます。しっかりとやはり今の村の課題、高齢化と少子化というものが現実化する中で、やはりこれからはこの地域のコミュニティーという部分をしっかりと構築をしていくことが、大事だなというふうに私も思っております。常々区長会や、事あるごとに、自助・共助・公助の話をさせていただきます。自助ができなくなったら次は、もう共助が廃れてしまうと、公助になるというようなことで先ほどもお話をとおりであります。この共助で、地域で支え合い、そして見守り合えるような、そういった村をつくっていけば、議員おっしゃるように、この南阿蘇村は

全国に冠たる地方創生のモデルになれると私も確信をしております。そういった思いで、この村の財産である農業や自然を積極的に守るという思いで、ネイチャーポジティブを宣言させていただきました。守る人を守ると、この地域をですね、自然を。そういうことができるための村をつくっていく。冬場の水の田んぼも、今、一反3,000円補助を出させていただいておりますが、これをもう少し上げることができるんじゃないだろうか、それはそしたらそれはもっと広がるんじゃないか。そしてその水源涵養がどういう効果を産んでるのかということも、このこれからのネイチャーポジティブの活動の中で可視化、見える化を進めていきたいと思います。是非、この南阿蘇村美しい自然を守るためにも、そのための、村民のなりわいをしっかりと維持していく。この両輪を対立ではなく、両立を目指して、村づくりを進めてまいりたいと思います。移動販売の御提案も頂きました。しっかりと村といたしましても、また、制度も必要であれば柔軟に見直ししながら、地域の安心づくり、寄与してまいりたいと思います。引き続き御提案をよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長 山室昭憲 以上で、3番山本涼子議員の質問を終わります。

-----○-----

○議長 山室昭憲 2番工藤眞巳議員の質問を許可します。

○2番 工藤眞巳 はい。

○議長 山室昭憲 工藤議員。

○2番 工藤眞巳 はい。2番工藤眞巳です。山室議長の許可を頂きましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。今回は、南阿蘇村の農業振興における南阿蘇村農業みらい公社の役割と、今後の展望について。太田村長に見解をお尋ねします。

本村は、豊かな自然に恵まれた農業、そして観光の村です。先般、村が熊本県で初となるネイチャーポジティブ宣言を発表されたことは、すばらしい自然環境を後世に継承する先進的な取組として高く評価するものです。しかし、この美しい南阿蘇の景観や豊かな地下水は、決して自然のままに維持されていたわけではありません。私たちの先輩方が気の遠くなるような年月をかけ、この地で農業を営み、田畑を耕し、草原を守り続けてきた結晶にほかなりません。つまり、持続可能な営農こそが本村の環境と観光を支える根幹であります。その営農の現場において、農業者の高齢化と担い手不足は年々深刻さを増しています。その受皿として、農業みらい公社に農地を委託する総面積が増加していることは、公社への期待のあらわれであると同時に、地域農業の切迫した現状を物語っています。

こうした中、明るい兆しもあります。現在、地域おこし協力隊の制度を活用

し、6名の隊員が本村で農業を志し日々汗を流されています。意欲ある人材が南阿蘇村を選び、将来の担い手を目指して挑戦してくれることは、村にとっても大きな財産であり、何としてもこの地に定着し、自立してほしいと願うものです。一方で、彼らを支える側の指導体制を巡っては、大きな変化と懸念が生じています。本村は今年4月から大手農業コンサルティング会社であるマイファームへ公社の業務の委託を開始されました。新たな知見の導入自体を否定するものではありません。しかし、まさにこの4月のタイミングを境に、これまで現場の要であった、農業普及指導の経験を持つ職員が、配置換えの後に退職され、また大学の指導の経験を持つ職員や、JAのOBといった、地域に根差し専門知識と経験を持った指導者の方が相次いで公社を辞職されているとお聞きしております。外部コンサルタントの導入による組織の効率化や、先進事例の導入という狙いは理解できなくもありません。しかし、現場で起きていることは、新規就農者や地域おこし協力隊が、最も必要としていた泥臭くても温かい顔の見える伴走型の指導体制の崩壊ではないでしょうか。農業は、マニュアルやデータだけで成功するほど甘いものではありません。地域の気候、土壌、そして何より、自然災害や病害虫に直面したとき、精神的にも技術的にも支えられる横のつながりや、すぐに相談できるベテラン指導員の存在こそが離農を防ぐ、最後の砦です。

以上を踏まえ、村長にお尋ねします。今後の南阿蘇村の農業振興における農業みらい公社の具体的な役割と、将来の展望について、村長の認識をお伺いします。もう一つ、外部委託による新体制への移行に生じている。現場のベテラン指導員の離職という損失をどう補い、地域おこし協力隊や新規就農者が、孤立しないための実効性のある就農サポート体制をどのように担保していくか。答弁を求めます。

○議長 山室昭憲 太田村長。

○村長 太田吉浩 2番工藤眞巳議員の御質問にお答えをいたします。南阿蘇の農業みらい公社の設立目的は、担い手農家の補完及び新規就農者への研修など、地域に根差しながらも村の地域農業を支える拠点として、農業で農業の振興発展に寄与するために設立をされました。これまでの事業内容につきましては、そば関連全般の受託事業、耕作放棄地の農地保全事業、水田除草の受託事業などを主な事業としていますが、営農指導者が地域おこし協力隊に教育を行いながらの作業となり、協力隊も2年から3年で入れ替わるため、常に一からの教育となっているのが現状でした。また、借受けている農地の除草作業が行き届いていなかったケースもあり、人的な問題で地域に御迷惑を、おかけしてきたことも事実であります。そういったことも議会からも御指摘を受けたり、そして経営状況の赤字化、こういったことも度々議会でも取上げら

れ、私としてはですね、これを継続していくには、まずは組織としての黒字化、経営を安定させることが必要であるという思いに至り、今年の4月から、株式会社マイファームと業務委託契約を締結し、農業みらい公社の改革に着手しています。現在地域活性化起業人という制度を活用して、マイファームから1人職員を派遣していただいております。

先ほど工藤議員御指摘のように、4月の人事異動におきまして、前任担当者を異動いたしました。それに伴いまして、指導者の方たちが、同時に退職されるということもありました。私としては、地域に受入れられ愛される組織をつくっていきたいという思いで、せっかく村民のための、に喜ばれるための公社が、村の農家に迷惑をかけているという現状を改善しなければならないということで、これまでのやり方を一新するという思いで異動を発表いたしました。残念ながら、前任の方は、おやめになれましたが、しかし、今この4月、マイファームそして農政課から1人、政策観光課から1人、出向させて、今、現状把握と回復に、努めているところであります。これまでは、そういった指導者の方に、協力隊のメンバーも頼りきりになってたように私は思います。やはり自分からこの村の農業に、飛び込んでいきたいというのであれば、やはり地域の先輩農家の人たちにも、自分から飛び込んでいくかわいがられるそういった努力が必要なんじゃないか。ただ指導者の属人化というかですね、その人に頼る先生と生徒のような関係かもしれませんが、それで本当に独立が3年でできるのかという思いがありまして、しっかりとマイファームは、議会の皆様にも御説明したように、農業学校なども経営運営をしている実績ございますので、そういったノウハウを活用し、そして農業はデータじゃないとか、そういう話があるかもしれませんが、私は、やはりしっかりとそういったものの構築をしながら、自分自身ではなくてそういった人を育てるところでございますので、そういったデータの蓄積や仕組みの構築というものが、これまでの公社には足りてなかった。毎年、その場その場で、その指導者たる先生がいないと前に進まないというところが課題だったんじゃないかと認識をしております。よってこの制度をきちっと仕組み化し、誰が来てもきちっと就農者が育つような、そういったものが公社であるべきであろうという思いから、現在、見直しをかけてるところであります。

昨年度までの作付計画の見直し、管理圃場のシステム化、自社商品開発による販売事業の促進を進めているところであります。さらには今年度から認定農業者の承認が得られたことにより、国からのそば交付金が見込めるなど、議会から御指摘の経営改善にも踏み込み、早期の黒字化に向けて取組を加速させてまいります。また、公社改革元年の今年度から、早期に経営を安定軌道に乗せ、将来的には、社名の変更も行いたいと考えております。農業みらい公社を生か

すためには、農地の賃借や作業受託などの生産支援と、そばやハーブの栽培、及びそれらのブランド化といった収益化支援が重要となります。その達成のためには、協力隊を通じ、地元農家と交流を深め、課題に寄り添いながら、信頼関係を構築することで、地域から愛される、そして地域から必要とされる商社化を目指してまいります。以上で答弁を終わります。

○議長 山室昭憲 工藤議員。

○2番 工藤眞巳 はい。答弁頂きましてありがとうございました。太田村長が言われる部分も理解できる部分はございますが、やはり人を育てるというのは、すごく力が要るものではないかと私は感じております。本当に教科書どおりに行うことが全てではなくて、やはり人と人がつながり合って人は育つものだと感じております。ですから、地域の農業者と関わりを持つということはすごく大事だと思いますし、地域の農業の実態を把握しながら、それをニーズに合った、新規就農者を育てていく、そういったことも必要になるかと思うので、「しっかり実態把握などもしっかり踏まえて村の農業の実態把握などを踏まえて、」新しい協力隊の指導や、人づくりにつなげてほしいなというふうに感じております。

○議長 山室昭憲 村長。

○村長 太田吉浩 はい。工藤議員ありがとうございます。確かに人を育てる大変だというのは重々承知をしております。しかし地域おこし協力隊という制度で活用しての、公社のスタートでございます。やはり3年である程度ひとり立ちをしてもらわないといけないというような中で、やはり現場の経験もそうですが、やはりしっかりとしたプログラムといいますか、そういったこともなければ、なかなか学ぶほうも不安を感じるのではなかろうかと思います。私も、一応公社の理事長をしておりますので、理事会と現場にもお邪魔しておりますが、やはりこれまでは、機械の修理なども、その先生がやってくれた。最初の理事会で、そういった先生たちいなくなったら、自分たちはどうしたらいいんですかという話をいきなりされました。そして残念ながら2名の協力隊の方が、4月で退職をされました。やはり地域で先ほど答弁申し上げたように、私はこの村で農業したいと本気で思うのであれば、やはり自分から、基本を学びながら、応用として、自分が任せられた農業等を近隣の方たちとか、そういうところからでも人間関係を構築していく、またそういった努力もしていかなければなかなかひとり立ちは難しいんじゃないかなというふうに思っております。ですから、まずはこの公社を、議会からも御指摘を受けているような部分を改善し、そして、しっかりとこのマイファームのノウハウを活用しながら人を育て、そして地域に愛される、そういった公社を目指していきたいというふうに思っておりますので、引き続きご助言そして必要であれば御指摘も頂

きたいというふうに思います。まだスタートして2か月でございます。4月はですね、実は前任の方が米の育苗を、我々理事も知らなかったんですが、相当数受けておられました。そういった中で、4月末に退職されたということで、配属された農政課の職員も、とても頑張ってくれてですね、何とか受託した育苗は納品が完了したというところでございます。まだ始まったばかりでございますが、ピンチはチャンスと常々思っております。しっかり前向きに現実を捉えながら、より良い公社づくりに励んでまいりたいと思います。引き続きどうぞよろしくお願いします。

○議長 山室昭憲 以上で、3番、工藤2番ですね、2番、工藤議員の質問を終わります。

-----○-----

○議長 山室昭憲 以上で、本定例会に付議されました、本日の日程は全て終了いたしました。6月11日には、2常任委員会の合同常任委員会を開催いたします。執行部から提案されました案件について、十分な審査と12日の本会議に臨まれるようお願いをいたします。本日はこれで散会いたします。一同その場に起立をお願いします。

礼。

お疲れでした。

-----○-----

午後14時26分 散会

第 2 号

6 月 1 2 日 (金)

令和 8 年第 2 回南阿蘇村議会定例会 議事日程

令和 8 年 6 月 1 2 日（金）

午前 1 0 時 0 0 分 開会

於 南阿蘇村役場 議場

開会宣言

- | | | |
|--------|----------|---------------------------------------|
| 日程第 1 | 報告第 6 号 | 令和 7 年度南阿蘇村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第 2 | 議案第 36 号 | 南阿蘇村印鑑条例の一部改正について |
| 日程第 3 | 議案第 37 号 | 南阿蘇村名誉村民条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第 38 号 | 南阿蘇村乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第 39 号 | 阿蘇立野ダム展望施設条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第 40 号 | 令和 8 年度南阿蘇村一般会計補正予算（第 1 号）について |
| 日程第 7 | 議案第 41 号 | 工事請負契約の変更について |
| 日程第 8 | 同意第 3 号 | 南阿蘇村固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について |
| 日程第 9 | 同意第 4 号 | 南阿蘇村農業委員会の委員の任命同意について |
| 日程第 10 | 諮問第 1 号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第 11 | 陳情第 1 号 | 地域経済の未来を支える商工会館整備に関する要望書について |
| 日程第 12 | | 閉会中の継続調査について |
- 閉会宣言

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1 番	丸 野 隆 大	7 番	河 内 克 也
2 番	工 藤 眞 巳	8 番	市 原 恵 一
3 番	山 本 涼 子	9 番	後 藤 征 昭
4 番	古 澤 博 之	10 番	橋 本 功
5 番	岡 智 則	11 番	今 村 竜 喜
6 番	坂 田 正 也	12 番	山 室 昭 憲

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

村 長	太 田 吉 浩
副 村 長	園 田 秀 也
教 育 長	今 村 了 介
総 務 課 長	今 村 隆 博
政策観光課長	下 田 朱 美
教育委員会事務局長	今 村 洋 一
建 設 課 長	高 宮 喜美男
会 計 課 長	藤 本 哲 章
健康ほけん課長	長 野 ひさ子
農 政 課 長	吉 弘 泰 彦
福 祉 課 長	古 澤 太 介
税 務 課 長	山 室 和 夫
水 資 源 課	荒 牧 憲 政
こども未来課長	田 上 義 明
保 育 園 所 長	今 村 一 行

5. 職務のため会議に出席した者の職・氏名

議会事務局長	笠 功 祐
議会事務局主幹	長 野 純 哉

開会 午前10時00分



○議長 山室昭憲 おはようございます。定足数を満たしておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

一同その場に御起立をお願いします。

礼。

おはようございます。御着席ください。会議を始める前に議長からお願いを申し上げます。会議中の携帯電話については、電源を切っていただくか、マナーモードにしておいてください。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。それでは、議案に沿って進めてまいります。



○議長 山室昭憲 日程第1、報告第6号、令和7年度南阿蘇村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長 山室昭憲 これで、報告第6号については終了いたします。



○議長 山室昭憲 日程第2、議案第36号、南阿蘇村印鑑条例の一部改正についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長 山室昭憲 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長 山室昭憲 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

○議長 山室昭憲 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。



○議長 山室昭憲 日程第3、議案第37号、南阿蘇村名誉村民条例の一部改

正についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長 山室昭憲 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長 山室昭憲 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

○議長 山室昭憲 全員賛成により、本案は、可決されました。

-----○-----

○議長 山室昭憲 日程第4、議案第38号、南阿蘇村乳幼児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長 山室昭憲 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長 山室昭憲 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

○議長 山室昭憲 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

○議長 山室昭憲 日程第5、議案第39号、阿蘇立野ダム展望施設条例の一部改正についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長 山室昭憲 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長 山室昭憲 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

○議長 山室昭憲 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

○議長 山室昭憲 日程第6、議案第40号、令和8年度南阿蘇村一般会計補正予算第1号についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。2番工藤議員。

○2番 工藤眞巳 はい。2番工藤です。予算書の23ページ、保健体育振興費の委託料の健康運動支援事業につきまして、内容について教育委員会事務局長に説明を求めたいと思います。

○議長 山室昭憲 今村局長。

○教育委員会事務局長 今村洋一 教育委員会事務局長の今村です。工藤議員の質問にお答えします。こちらの健康運動支援事業は、村内3小学校の児童の体力低下に伴い、小学1年生から3年生を対象に、大津町在住の大村氏、こちらの方はですね、4歳からエアロビを始められ、高校時代、世界大会ユースの部で2連覇、全日本エアロビクス選手権にて日本一になるなどされている大村氏を講師に招き、健康運動指導の環境を確保し御指導支度していただくことで、児童の体力向上並びに各小学校の先生も一緒に参加してもらい指導方法を学んでいくことで、継続的に児童への健康運動指導につながることを目的として、この事業をしております。以上で答弁を終わります。

○議長 山室昭憲 工藤議員。

○2番 工藤眞巳 はい。2番工藤です。説明ありがとうございます。前回、私のほうが子どもたちの体力低下について、一般質問をしまして、その内容を受けてこの事業に取り組まれることを大変心強く感じております。引き続き、子どもたちの体力向上に向けて、着実に取り組んで頂けますよう強く要望して終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長 山室昭憲 ほかに質疑ありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長 山室昭憲 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長 山室昭憲 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

○議長 山室昭憲 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

○議長 山室昭憲 日程第7、議案第41号、工事請負契約の変更についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長 山室昭憲 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長 山室昭憲 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

す。

[全員挙手]

○議長 山室昭憲 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

○議長 山室昭憲 日程第8、同意第3号、南阿蘇村固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 討論なしと認めます。お諮りいたします。同意第3号に記載の3名は、これを一括採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 異議なしと認めます。したがって、同意第3号に記載の3名は、これを一括採決することに決定をいたしました。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長 山室昭憲 全員賛成により本案は原案どおり可決し、同意することに決定をいたしました。

-----○-----

○議長 山室昭憲 日程第9、同意第4号、南阿蘇村農業委員会の委員の任命同意についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 質疑なしと認めます。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 討論なしと認めます。お諮りいたします。同意第4号に記載の19名は、これを一括採決することに異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 異議なしと認めます。したがって、同意第4号に記載の19名は、これを一括採決することに決定をいたしました。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長 山室昭憲 全員賛成により、本案は原案どおり可決し、同意することに決定をいたしました。

-----○-----

○議長 山室昭憲 日程第10諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長 山室昭憲 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長 山室昭憲 討論なしと認めます。本案に異議のない旨答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

○議長 山室昭憲 全員賛成により、本案に異議のない旨答申をすることに決定をいたしました。

-----○-----

○議長 山室昭憲 日程第11、陳情第1号、地域経済の未来を支える商工会館整備に関する要望書についてを議題とします。ここで、地方自治法第117条の規定によって、1番、丸野隆大議員、4番、古澤博之議員の退場を求めます。これにより、陳情第1号の討論に入ります。討論はありませんか。まず、反対討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長 山室昭憲 賛成討論ありますか。5番、岡議員。

○5番 岡智則 私は、ただいま上程されております、地域経済の未来を支える商工会館整備に関する要望書に、賛成の立場から討論を行います。商工会会館は、地域商工業者の経営支援や人材育成、各種研修会、会議の開催など、地域経済の発展を支える重要な拠点であります。また、事業者同士の交流や情報共有の場としても大きな役割を担っており、この機能の充実は、地域全体の活性化につながるものであります。しかしながら、現在の施設については、老朽化や設備面での課題が指摘されており、利用者の利便性や安全性の確保という観点からも、早急な対応が求められております。さらに、近年はデジタル化の進展や事業活動の多様化が進んでおり、時代の要請に応じた施設整備が不可欠であります。商工会館の整備は、単なる施設の改修や、建設にとどまるのではなく、地域産業の振興、創業支援、雇用の確保、さらには地域コミュニティの活性化にも寄与する、将来に向けた重要な投資であります。地域経済を支える中小企業小規模事業者が安心して活動できる環境を整えることは、持続可能なまちづくりを進める上でも、極めて重要であります。行政におかれましては、本要望書の趣旨を重く受け止め、国や県の補助制度の活用をはじめ、財政負担の軽減に最大限努めながら、早期実現に向けて取り組んで頂くことを求め、本要望書の趣旨を御理解頂き、議員各

位の御賛同を心からお願い申し上げます。

○議長 山室昭憲 ほかに、賛成討論ありませんか。7番、河内議員。

○7番 河内克也 7番河内です。今岡議員が、目下の要望書は重要だということで、賛成討論をさせられました。私も、地元の公的団体が正式に要望書を出され、そして議会運営委員会で審査され上程された、重要な議案であるということを認識して、意思表示をいたします。賛成の立場での討論です。この議案が、我々に送致されたのが先週の木曜日の午後でした。ずっとこの要望書を読み込んでいく中で、三つほど疑問点というかいろいろお聞きしたい点が出てきました。そこで、担当課の政策観光課にお聞きしようと思いましたが、すじ違いでもありますし、直接もう丸野商工会長さんにお聞きすることにいたしました。で、お聞きしたのは、今の現状はどうなのか。今の現状をより詳しく。2番目に、新しい事務所の建設時期、また新しい施設への入居時期、おおよそのお考え、3番目に、要望事項2番目にある、複合施設とは、そのお考え、以上お聞きし、回答に納得した次第です。今の岡議員も言いましたように、老朽化であること、手狭であること会員の利便性、そして重要なことは職員の力を発揮させるためにはやはり市町村合併から21年、村中心部への移転、事務所統合は必要だと思いますし、建設入居時期もすぐではなく、十分計画を練られ、行政と共同で検討し、3年後から先を考えておられるようでした。商工会の使命は、今あったように村の商工業振興、中小事業者の支援、そして村民の福祉の向上と重要であり、どれも行政の目的と一緒であります。行政と共同で村おこしをしていただく本当に大事な公的団体です。

是非、要望書を採択し、要望事項実現は必要だと考えます。岡議員も言われましたように、議員各位の賛同をお願いし、賛成の立場での討論を終わります。以上です。

○議長 山室昭憲 ほかに討論ありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長 山室昭憲 討論なしと認めます。本案を、採決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

○議長 山室昭憲 全員賛成により原案どおり採択されました。

○議長 山室昭憲 ここで丸野議員、古澤議員の入場を認めます。

—————○—————

○議長 山室昭憲 日程第12、閉会中の継続調査についてを議題といたします。各委員長より、所管事務調査及び付託中の事務調査について、タブレットに配付の閉会中の継続調査申出一覧表のとおり申出がっております。こ

れに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 山室昭憲 異議なしと認めます。よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

-----○-----

○議長 山室昭憲 お諮りいたします。本定例会中、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任頂きたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 山室昭憲 異議なしと認めます。したがって、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、議長に、委任することに決定をいたしました。

-----○-----

○議長 山室昭憲 以上で本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。会議規則第8条の規定により、令和8年第2回南阿蘇村議会定例会を閉会いたします。

一同その場に御起立をお願いいたします。

礼。

お疲れさまでした。

-----○-----

午前10時20分 閉会